

障がい者福祉制度のあらまし



【令和3年4月改訂】

大 町 市

【重要】

平成 28 年 1 月 1 日より、マイナンバー制度（正式名称「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」）における個人番号の利用が開始されました。

手帳の交付や更新、障がい福祉サービス受給等の手続きの際に、個人番号の記入が必要になる場合がありますので、申請者の個人番号が判るもの(マイナンバーカード又は通知書)をご持参ください。

目次

手帳

1	身体障害者手帳	1
2	療育手帳	1
3	精神障害者保健福祉手帳	2

医療

1	福祉医療	2
2	自立支援医療（精神通院医療）	3
3	自立支援医療（更生医療）	3
4	自立支援医療（育成医療）	4
5	歯科検診	4
6	指定難病医療費助成制度	5
	※難病等の方々の障害福祉サービスの利用について	6

年金・手当

1	障害基礎年金	7
2	特別障害者手当	8
3	障害児福祉手当	8
4	児童扶養手当	9
5	特別児童扶養手当	10
6	介護者慰労金	10
7	交通・災害遺児見舞金及び就職激励金	11
8	心身障害者扶養共済	11
9	交通事故被害者への介護料	12
10	重度心身障害児福祉手当	13
11	長野県民交通災害共済	14

生活の支援

1	補装具の給付	15
2	日常生活用具の交付・貸与	16
3	居宅介護（ホームヘルプサービス）	16
4	短期入所（ショートステイ）	17
5	タイムケア	17
6	日中一時支援	17
7	移動支援	18
8	地域定着支援	18
9	介護用品(オムツ等)引換券の交付	18
7	住宅改修	19
10	身体障害者補助犬・盲導犬・聴導犬の給付	19
11	身体障害者要約筆記者等派遣事業	20

日中活動の場

1	地域活動支援センター	21
2	生活介護事業所	21
3	授産施設の利用	22
4	母子通園施設（あゆみ園）	22

住まいの場

1	身体障害者(車椅子使用者)の市営住宅への入居	23
2	グループホーム（共同生活援助）	23

就労

1	大町公共職業安定所（ハローワーク大町）	24
2	障害者トライアル雇用	24
3	就労継続支援	25

交通費

1	鉄道運賃の割引	26
2	航空旅客運賃割引	26
3	市民バス運賃の割引	27
4	高速バス運賃の割引	27
5	タクシー運賃の割引	27
6	駐車禁止規制の適用除外	27
7	福祉有償運送サービス	28
8	心身障がい児・者施設帰省時等の交通費給付	28
9	有料道路通行料金及び一般自動車道使用料金の割引	29
10	福祉タクシー券の交付	29
11	自動車改造費の助成	30
12	自動車運転免許取得の助成	30

税金

1	所得税に関する所得控除	31
2	所得税に関する医療費控除	32
3	利子等の非課税	32
4	相続税に関する障害者控除	33
5	贈与税の非課税	33
6	消費税の非課税	33
7	個人事業税の非課税	34
8	自動車税・自動車取得税の減免	34
9	特定増改築等住宅借入金等特別控除	36

貸付制度

- 1 社会福祉資金の貸付 37

その他の制度

- 1 NHK受信料免除 38
- 2 大田市ケーブルテレビ放送受信料免 38
- 3 大田市防災行政無線戸別受信機とアンテナ購入費の補助..... 38
- 4 青い鳥郵便葉書の無料配布 39
- 5 郵便等による不在者投票 39
- 6 携帯電話割引 39
- 7 公共施設の割引 39
- 8 信州パーキング・パーミット制度 40
- 9 ヘルプマーク 41
- 10 ヘルプカード 41

緊急情報メールについて

- 1 緊急情報メール/メールマガジン「おおまち@fan」 42
- 2 福祉避難所 43

相談

- 1 大北圏域障害者相談支援センター 44
- 2 民生・児童委員 44
- 3 大町保健福祉事務所 44
- 4 各種相談窓口 45

施設

- 1 特別支援学校 46
- 2 指定障害サービス事業所 等 46

関係団体

- 1 大町市身体障害者協会 51
- 2 大町市手をつなぐ育成会 51

大町市役所

- 1 大町市役所（フロアガイド） 52

身体障害者手帳

○・・・制度の利用が出来ます。 △・・・利用にあたっての条件があります。 ×・・・制度の利用が出来ません。

	ページ	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
福祉医療	2	○	○	○	○	×	×	
特別障害者手当	8	△	△	△	△	△	△	重度の障がい者が重複する人を対象とし、審査を行います。
障害児福祉手当	8	△	△	△	△	△	△	重度の障がい児を対象とし、審査を行います。
児童扶養手当	9	△	△	△	△	△	△	障がいの等級とは別に基準があります。
特別児童扶養手当	10	×	×	×	×	×	×	
介護者慰労金	10	△	△	△	△	△	△	障がいの等級とは別に基準があります。
交通・災害遺児見舞金	11	×	×	×	×	×	×	
心身障害者扶養共済	11	○	○	○	×	×	×	
交通事故被害者への介護料	12	△	△	△	△	△	△	障がいの等級とは別に基準があります。
重度心身障害児福祉手当	13	×	×	×	×	×	×	
長野県民交通災害共済	14	△	△	△	△	△	△	障がいの等級とは別に基準があります。
補装具	15	△	△	△	△	△	△	品目によって支給・貸与の対象となる等級が異なります。
日常生活用具	16	△	△	△	△	△	△	
居宅介護	16	△	△	△	△	△	△	障害支援区分1以上の状態である人が対象となります。
短期入所	17	△	△	△	△	△	△	
タイムケア	17	○	○	○	○	○	○	
日中一時支援	17	○	○	○	○	○	○	
移動支援	18	△	△	△	△	△	△	障がいの状況によって月の利用上限時間が変わります。
住宅改修	19	△	△	△	△	△	△	障がいの等級によって支給対象となる世帯構成が異なります。
身体障害者補助犬	19	△	△	△	×	×	×	障がいの種類によって対象となる等級が異なります。
身体障害者要約筆記者等派遣	20	○	○	○	○	○	○	聴覚、音声言語の障がい者に限ります。またガイドヘルパーの派遣については視覚1、2級障がい者のみ対象となります。
地域活動支援センター	21	○	○	○	○	○	○	
生活介護事業所	21	△	△	△	△	△	△	障害支援区分3以上の状態である人が対象となります。
授産施設の利用	22	○	○	○	○	○	○	
母子通園施設	22	×	×	×	×	×	×	
市営住宅への入居	23	○	○	○	○	○	○	
グループホーム	23	○	○	○	○	○	○	障害支援区分1以上の状態である人が対象となります。
公共職業安定所・障がい者トライアル雇用	24	○	○	○	○	○	○	
就労継続支援	25	○	○	○	○	○	○	
鉄道運賃割引・航空旅客運賃割引	26	○	○	○	○	○	○	
市民バス運賃割引	27	○	○	○	○	○	○	障がいの等級によって割引対象者や割引内容が異なります。
高速バス運賃割引	27	△	△	△	△	△	△	各社の判断により対象が変更となる場合があります。
タクシー運賃割引	27	○	○	○	○	○	○	
駐車禁止規制の適用除外	27	△	△	△	×	×	×	障がいの種類によって対象の等級が異なります。
福祉有償運送サービス	28	△	△	△	△	△	△	社会福祉協議会への会員登録が必要になります。
心身が障害児・者の交通費支給	28	△	△	△	△	△	△	県内の心身障害児・者施設に入所している人に限ります。
有料道路通行料金の割引	29	○	○	○	○	○	○	障がいの等級によって対象となる運転者の範囲が異なります。
福祉タクシー券の交付	29	△	△	△	×	×	×	視覚、内部、上肢、下肢、体幹の障がい者に限ります。また内部、上肢の障がいは3級は支給の対象となりません。
自動車改造費助成	30	△	△	△	△	△	△	
自動車運転免許取得の助成	30	△	△	△	△	△	△	肢体、体幹の障がい者に限ります。
所得税に関する障害者・医療費 控除	31～32	○	○	○	○	○	○	
利子等の非課税	32	○	○	○	○	○	○	
相続税に関する障害者控除	33	○	○	○	○	○	○	障がいの等級によって控除額が異なります。
贈与税の非課税	33	○	×	×	×	×	×	
消費税の非課税	33	△	△	△	△	△	△	対象とならない品目があります。
個人事業税の非課税(マッサージ業他)	34	○	○	△	×	×	×	両眼の視力の和が0.06以下の重度視覚障がい者に限ります。
自動車税・自動車所得税減免	34～35	△	△	△	△	△	△	障がいの種類によって対象となる等級が異なります。
特定の増改築に係る住宅借入金等特別控除の特例	36	○	○	○	○	○	○	
NHKの受信料免除(全額/半額)	38	△	△	△	△	△	△	等級のほか、課税状況によって対象とならない場合があります。
ケーブルテレビ受信料免除(全額/半額)	38	△	△	△	△	△	△	
行政防災無線戸別受信機の購入補助	38	△	△	×	×	×	×	障がいの種類によって対象とならない場合があります。
青い鳥郵便はがき無料配布	39	○	○	×	×	×	×	
郵便等による不在者投票	39	△	△	△	×	×	×	障がいの種類によって対象の等級が異なります。
携帯電話割引	39	△	△	△	△	△	△	電話会社によって対象となる内容が異なる場合があります。
公共施設の割引	39	△	△	△	△	△	△	
信州パーキング・パーミット制度	40	○	○	△	△	△	△	障がいの種類によって対象となる等級が異なります。

※複数の障がい者が合併し、「個別等級」と「総合等級」が異なる場合は、制度によって引用される等級が異なります。詳しくは担当窓口にお問い合わせください。

精神保健福祉手帳

○・・・制度の利用が出来ます。 △・・・利用にあたっての条件があります。 ×・・・制度の利用が出来ません。

	ページ	1級	2級	3級	備考
福祉医療	2	○	○	×	
特別障害者手当	8	△	△	△	重度の障がい者を対象とし、審査を行います。
障害児福祉手当	8	△	△	△	重度の障がい児を対象とし、審査を行います。
児童扶養手当	9	△	△	△	
特別児童扶養手当	10	△	△	△	障がいの等級とは別に基準があります。
介護者慰労金	10	△	△	△	
交通・災害遺児見舞金	11	△	△	△	
心身障害者扶養共済	11	○	○	○	
交通事故被害者への介護料	12	△	△	△	障がいの等級とは別に基準があります。
重度心身障害児福祉手当	13	△	△	△	特別児童扶養手当の支給基準を満たす児童が対象となります。
長野県民交通災害共済	14	△	△	△	障がいの等級とは別に基準があります。
補装具	15	×	×	×	
日常生活用具	16	×	×	×	
居宅介護	16	△	△	△	障害支援区分1以上の状態である人が対象となります。
短期入所	17	△	△	△	
タイムケア	17	○	○	○	
日中一時支援	17	○	○	○	
移動支援	18	○	○	○	障がいの状況によって月の利用上限時間が変わります。
住宅改修	19	×	×	×	
身体障害者補助犬	19	×	×	×	
身体障害者要約筆記者等派遣	20	×	×	×	
地域活動支援センター	21	○	○	○	
生活介護事業所	21	△	△	△	障害支援区分3以上の状態である人が対象となります。
授産施設の利用	22	○	○	○	
母子通園施設	22	×	×	×	
市営住宅への入居	23	△	△	△	
グループホーム	23	○	○	○	
公共職業安定所・障がい者トライアル雇用	24	○	○	○	
就労継続支援	25	○	○	○	
鉄道運賃割引	26	×	×	×	
航空旅客運賃割引	26	○	○	○	
市民バス運賃割引	27	○	○	○	障がいの等級によって割引対象者や割引内容が異なります。
高速バス運賃割引	27	△	△	△	各社の判断により対象が変更となる場合があります。
タクシー運賃割引	27	×	×	×	
駐車禁止規制の適用除外	27	○	×	×	
福祉有償運送サービス	28	△	△	△	社会福祉協議会への会員登録が必要になります。
心身がい害児・者の交通費支給	28	△	△	△	県内の心身障害児・者施設に入所している人に限ります。
有料道路通行料金の割引	29	×	×	×	
福祉タクシー券の交付	29	×	×	×	
自動車改造費助成	30	×	×	×	
自動車運転免許取得の助成	30	×	×	×	
所得税に関する障害者・医療費控除	31～32	○	○	○	
利子等の非課税	32	○	○	○	
相続税に関する障害者控除	33	○	○	×	障がいの等級によって控除額が異なります。
贈与税の非課税	33	○	×	×	
消費税の非課税	33	×	×	×	
個人事業税の非課税(マッサージ業他)	34	×	×	×	
自動車税・自動車所得税減免	34～35	○	×	×	障がいの種類によって対象となる等級が異なります。
特定の増改築に係る住宅借入金等特別控除の特例	36	○	○	○	
NHKの受信料免除(全額/半額)	38	△	△	△	等級のほか、課税状況によっては対象とならない場合があります。
ケーブルテレビ受信料免除(全額/半額)	38	△	△	△	
行政防災無線戸別受信機の購入補助	38	○	○	×	
青い鳥郵便はがき無料配布	39	×	×	×	
郵便等による不在者投票	39	×	×	×	
携帯電話割引	39	△	△	△	電話会社によって対象となる内容が異なる場合があります。
公共施設の割引	39	△	△	△	
信州パーキング・パーミット制度	40	○	×	×	

療育手帳

○・・・制度の利用が出来ます。 △・・・利用にあたっての条件があります。 ×・・・制度の利用が出来ません。

	ページ	A1	A2	B1	B2	
福祉医療	2	○	○	○	○	
特別障害者手当	8	△	△	△	△	重度の障がい者を対象とし、審査を行います。
障害児福祉手当	8	△	△	△	△	重度の障がい児を対象とし、審査を行います。
児童扶養手当	9	△	△	△	△	障がいの等級とは別に基準があります。
特別児童扶養手当	10	△	△	△	△	
介護者慰労金	10	△	△	△	△	
交通・災害遺児見舞金	11	△	△	△	△	
心身障害者扶養共済	11	○	○	○	○	
交通事故被害者への介護料	12	△	△	△	△	障がいの等級とは別に基準があります。
重度心身障害児福祉手当	13	△	△	△	△	特別児童扶養手当の支給基準を満たす児童が対象となります。
長野県民交通災害共済	14	△	△	△	△	障がいの等級とは別に基準があります。
補装具	15	×	×	×	×	
日常生活用具	16	△	△	△	△	品目によって支給・貸与の対象となる等級が異なります。
居宅介護	16	△	△	△	△	障害支援区分1以上の状態である人が対象となります。
短期入所	17	△	△	△	△	
タイムケア	17	○	○	○	○	
日中一時支援	17	○	○	○	○	
移動支援	18	○	○	○	○	障がいの状況によって月の利用上限時間が変わります。
住宅改修	19	×	×	×	×	
身体障害者補助犬	19	×	×	×	×	
身体障害者要約筆記者等派遣	20	×	×	×	×	
地域活動支援センター	21	○	○	○	○	
生活介護事業所	21	△	△	△	△	障害支援区分3以上の状態である人が対象となります。
授産施設の利用	22	○	○	○	○	
母子通園施設	22	○	○	○	○	
市営住宅への入居	23	△	△	△	△	
グループホーム	23	○	○	○	○	
公共職業安定所・障がい者トライアル雇用	24	○	○	○	○	
就労継続支援	25	○	○	○	○	
鉄道運賃割引	26	△	△	△	△	障がいの等級によって割引対象者が異なります。
航空旅客運賃割引	26	○	○	○	○	
市民バス運賃割引	27	○	○	○	○	障がいの等級によって割引対象者や割引内容が異なります。
高速バス運賃割引	27	△	△	△	△	各社の判断により対象が変更となる場合があります。
タクシー運賃割引	27	△	△	△	△	各社の判断により対象が変更となる場合があります。
駐車禁止規制の適用除外	27	○	○	×	×	
福祉有償運送サービス	28	△	△	△	△	社会福祉協議会への会員登録が必要になります。
心身がい害児・者の交通費支給	28	○	○	○	○	県内の心身障害児・者施設に入所している人に限ります。
有料道路通行料金の割引	29	○	○	×	×	障がいの等級によって対象となる運転者の範囲が異なります。
福祉タクシー券の交付	29	○	○	○	○	
自動車改造費助成	30	×	×	×	×	
自動車運転免許取得の助成	30	×	×	×	×	
所得税に関する障害者・医療費控除	31～32	○	○	○	○	
利子等の非課税	32	○	○	○	○	
相続税に関する障害者控除	33	○	○	○	○	障がいの等級によって控除額が異なります。
贈与税の非課税	33	○	○	×	×	
消費税の非課税	33	×	×	×	×	
個人事業税の非課税(マッサージ業他)	34	×	×	×	×	
自動車税・自動車所得税減免	34～35	△	△	△	△	障がいの種類によって対象となる等級が異なります。
特定の増改築に係る住宅借入金等特別控除の特例	36	○	○	○	○	
NHKの受信料免除(全額/半額)	38	△	△	△	△	等級ほか、課税状況によっては対象とならない場合があります。
ケーブルテレビ受信料免除(全額/半額)	38	△	△	△	△	
行政防災無線戸別受信機の購入補助	38	○	○	×	×	
青い鳥郵便はがき無料配布	39	○	○	×	×	
郵便等による不在者投票	39	×	×	×	×	
携帯電話割引	39	△	△	△	△	電話会社によって対象となる内容が異なる場合があります。
公共施設の割引	39	△	△	△	△	
信州パーキング・パーミット制度	40	○	○	×	×	



手帳

法に定められた障がい者に該当すると認められた場合に、申請に基づいて交付され、各種福祉制度を受けることができます。（手帳がなくても受けられる制度もあります。）

手帳の更新手続き、紛失、汚損、住所の変更、障害程度の変更、死亡など記載内容に変更が生じた場合は各窓口への届出が必要となります。

なお、手帳の交付には申請から1ヵ月から2ヵ月ほど期間を要する場合があります。

1 身体障害者手帳

内 容	身体に障がいのある人が、様々な福祉制度を利用するために必要な手帳です。
種 類	視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由(上肢・下肢・体幹等)、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫機能に障がいのある人に交付されます。 身体障害者手帳は障がいの程度により1級(重度)から6級(軽度)までの等級に区分されます。
申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・指定医による診断書 ・申請書 ・個人番号(マイナンバー)がわかるもの ・写真(縦4cm×横3cm)
窓 口	大田市役所 福祉課福祉係 電話：22-0420 八坂支所 民生係 電話：26-2001 美麻支所 民生係 電話：29-2311
有効期間	なし ※ 経過とともに障がいの状態が変わる可能性がある場合は、再認定期間が記載され、更新が必要となります。

2 療育手帳

内 容	知的な障がいのある人が、様々な福祉制度を利用するために必要な手帳です。
種 類	療育手帳は障がいの程度によりA1(最重度)、A2(身体障がいを伴う重度)、B1(中度)、B2(軽度)の等級に区分されます。
申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・印鑑 ・写真(縦4cm×横3cm) ・調査書(18歳以上の人申請する場合、必要になります) ・医師の診断書、意見書等(18歳以上の人申請する場合、必要になります)
窓 口	大田市役所 福祉課福祉係 電話：22-0420 八坂支所 民生係 電話：26-2001 美麻支所 民生係 電話：29-2311
有効期間	なし ※ 経過とともに障がいの状態が変わる可能性がある場合は、再認定期間が記載され、更新が必要となります。

3 精神障害者保健福祉手帳

内 容	精神に障がいのある人が、様々な福祉制度を利用するために必要な手帳です。
種 類	精神障害者保健福祉手帳は障がいの程度により、1級(重度)から3級(軽度)までの等級に区分されます。
申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定医による診断書 ・ 申請書 ・ 個人番号(マイナンバー)がわかるもの ・ 写真(縦4cm×横3cm) ・ 印鑑
窓 口	大田市役所 福祉課福祉係 電話：22-0420 八坂支所 民生係 電話：26-2001 美麻支所 民生係 電話：29-2311
有効期間	認定日より2年間



医 療



1 福祉医療

内 容	<p>対象者が医療保険で受診した時、支払った医療費(保険診療の自己負担相当額)の一部が指定された口座に振り込まれます。</p> <p>※ 支給は診療月の3ヶ月以降となります。また、後期高齢者医療の加入者は4ヶ月以降となります。</p>												
対 象 者	<p>以下のいずれかに該当する人</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1. 身体障害者手帳</td> <td>1級～4級</td> </tr> <tr> <td>2. 療育手帳</td> <td>A1、A2、B1、B2</td> </tr> <tr> <td>3. 精神障害者保健福祉手帳</td> <td>1級、2級</td> </tr> <tr> <td>4. 特別児童手当</td> <td>1級、2級</td> </tr> <tr> <td>5. 国民年金の障害年金</td> <td>1級、2級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">6. 障害者自立支援法精神通院該当者(ただし、指定医療機関分のみ)</td> </tr> </table>	1. 身体障害者手帳	1級～4級	2. 療育手帳	A1、A2、B1、B2	3. 精神障害者保健福祉手帳	1級、2級	4. 特別児童手当	1級、2級	5. 国民年金の障害年金	1級、2級	6. 障害者自立支援法精神通院該当者(ただし、指定医療機関分のみ)	
1. 身体障害者手帳	1級～4級												
2. 療育手帳	A1、A2、B1、B2												
3. 精神障害者保健福祉手帳	1級、2級												
4. 特別児童手当	1級、2級												
5. 国民年金の障害年金	1級、2級												
6. 障害者自立支援法精神通院該当者(ただし、指定医療機関分のみ)													
支 給 額	診療報酬明細書ごとに、500円を控除して支給されます。												
申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 印鑑 ・ 障害者手帳、年金証書等対象者であることがわかるもの ・ 健康保険証 ・ 振込先の口座番号がわかるもの 												
窓 口	大田市役所 市民課国保・年金係 電話：22-0420 八坂支所 民生係 電話：26-2001 美麻支所 民生係 電話：29-2311												

2 自立支援医療（精神通院医療）

内 容	精神科に通院する費用のうち、医療保険各法で負担される部分を除いた医療費の一部を公費で負担します。
対象となる医療の例	病院又は診療所に通院し、精神障がいの医療を受ける場合
自己負担	原則 10% （所得等により 1 ヶ月の負担上限額が設けられます）
申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定医による診断書 ・ 申請書 ・ 個人番号(マイナンバー)がわかるもの ・ 健康保険証 ・ 印鑑 ※ 紛失、汚損による再発行や、住所の変更、健康保険証などの記載内容に変更が生じた場合は、届出が必要となります。
窓 口	大田市役所 福祉課福祉係 電話：22-0420
有効期間	認定日より1年間

3 自立支援医療（更生医療）

内 容	18歳以上の人に対して身体上の障がいの除去や、障がいの程度を軽くするための医療費の一部を公費で負担します。 ※あらかじめ判定が必要となります。
対象となる医療の例	1. 視覚障がい……………角膜移植術、水晶体摘出術、網膜剥離手術など 2. 聴覚障がい……………鼓膜穿孔閉鎖術、人工内耳、外耳・外耳道の形成など 3. 音声言語等障がい…形成術、人工喉頭、唇顎口蓋裂の歯科矯正など 4. 肢体不自由……………人工関節置換術、切断端形成術、理学療法など 5. 内部障がい……………人工弁置換術、ペースメーカー埋込術、人工透析、腎移植術、中心静脈栄養法、抗HIV療法、免疫調節療法など
自己負担	原則 10% （所得等により 1 ヶ月の負担上限額が設けられます）
申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定医による更生医療意見書 ・ 申請書 ・ 個人番号(マイナンバー)がわかるもの ・ 身体障害者手帳 ・ 印鑑 ・ 健康保険証
窓 口	大田市役所 福祉課福祉係 電話：22-0420
有効期間	対象となる医療により異なります

4 自立支援医療（育成医療）

内 容	18歳未満の児童に対して、身体上の障がいの除去や、障がいの程度を軽くするための医療費の一部を公費で負担します。
対象となる医療の例	1. 視覚障がい……………角膜移植術、水晶体摘出術、網膜剥離手術など 2. 聴覚障がい……………鼓膜穿孔閉鎖術、人工内耳、外耳・外耳道の形成術など 3. 音声言語等障がい…形成術、人工喉頭、唇顎口蓋裂の歯科矯正など 4. 肢体不自由……………人工関節置換術、切断端形成術、理学療法など 5. 内部障がい……………人工弁置換術、ペースメーカー埋込術、人工透析、腎移植術、中心静脈栄養法、抗HIV療法、免疫調節療法など
自己負担	原則10%（所得等により1ヶ月の負担上限額が設けられます）
申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・指定医による育成医療意見書 ・申請書 ・個人番号(マイナンバー)がわかるもの ・印鑑 ・健康保険証
窓 口	大町市役所 福祉課福祉係 電話：22-0420
有効期間	対象となる医療により異なります

5 歯科検診

内 容	重度障がい者のため、県内4病院に障がい者用歯科医療機器が整備されています。
対象となる病院	東信 佐久市立国保浅間総合病院 0267-67-2295 北信 長野赤十字病院 026-226-4131 中信 松本歯科大学病院 0263-52-3100 南信 伊南行政組合昭和伊南総合病院 0265-82-2121
そ の 他	「障害者歯科相談医制度」として、登録された歯科医により、身近で相談や診療が受けられます。
窓 口	大町市中央保健センター 電話：23-4400 歯科医師会 電話：026-227-5711 対象の医療機関

6 指定難病医療費助成制度

内 容	指定難病にかかる医療費の経済的負担を支援します。	
対象となる 難病の例	1 球脊髄性筋萎縮症 2 筋萎縮性側索硬化症 3 脊髄性筋萎縮症 4 原発性側索硬化症 5 進行性核上性麻痺 6 パーキンソン病 7 大脳皮質基底核変性症 8 ハンチントン病 9 神経有棘赤血球症 10 シャルコー・マリー・トゥース病 11 重症筋無力症 12 先天性筋無力症候群 13 多発性硬化症／視神経脊髄炎 14 慢性炎症性脱髄性多発神経炎／ 多巣性運動ニューロパチー 15 封入体筋炎 16 クロウ・深瀬症候群 17 多系統萎縮症 18 脊髄小脳変性症(多系統萎縮 症を除く。) 19 ライソゾーム病 20 副腎白質ジストロフィー 21 ミトコンドリア病 22 もやもや病 23 プリオン病 24 亜急性硬化性全脳炎 25 進行性多巣性白質脳症 26 HTLV-1関連脊髄症 27 特発性基底核石灰化症 28 全身性アミロイドーシス 29 ウルリッヒ病	30 遠位型ミオパチーアICALディ症候群 31 ベスレムミオパチー 32 自己貪食空胞性ミオパチー 33 シュワルツ・ヤンペル症候群 34 神経線維腫症 35 天疱瘡 36 表皮水疱症 37 膿疱性乾癬(汎発型) 38 スティーヴンス・ジョンソン症候群 39 中毒性表皮壊死症 40 高安動脈炎 41 巨細胞性動脈炎 42 結節性多発動脈炎 43 顕微鏡的多発血管炎 44 多発血管炎性肉芽腫症 45 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症 46 悪性関節リウマチ 47 バージャー病 48 原発性抗リン脂質抗体症候群 49 全身性エリテマトーデス 50 皮膚筋炎／多発性筋炎 51 全身性強皮症 52 混合性結合組織病 53 シェーグレン症候群 54 成人スチル病 55 再発性多発軟骨炎 56 ベーチェット病 57 特発性拡張型心筋症 58 肥大型心筋症 59 拘束型心筋症 など全361疾病
	詳細は厚生労働省 HP の難病対策(ホーム>政策について>分野別の政策一覧>健康・医療>健康>難病対策)をご確認ください。	
自己負担	原則2割(所得等により1ヶ月の負担上減額が設けられます)	
申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・指定難病医療費支給認定申請書 ・世帯全員の住民票 ・保険証の写し ・診断書(臨床調査個人票) ・世帯の所得を確認できる書類 ※ 疾病により申請書類の内容が異なります。また対象となる疾患については大町保健福祉事務所にお問い合わせください。	
窓 口	大町保健福祉事務所 電話：22-5111	

※難病等の方々の障害福祉サービスの利用について

内 容	平成25年4月から難病等の方々が障害福祉サービス等の支給の対象となりました。対象となる方々は障害者手帳の所持の有無にかかわらず、必要と認められた障害福祉サービス等の受給が可能となります。
申請に必要な書類	・ 診断書や特定疾患医療受給者証等、対象疾患に罹患していることがわかる証明書 ※ 事前の認定調査が必要となります。詳しくは窓口にお尋ねください。
窓 口	大町市役所 福祉課福祉係 電話：22-0420



年金・手当



1 障害基礎年金

内 容	国民年金加入中に、病気やケガで障がいの状態になったとき、又は20歳前の病気やケガによって障害等級表に定める障がいの状態になったときは、障害基礎年金が支給されます。
受 給 要 件	<ol style="list-style-type: none"> 20歳前の国民年金の被保険者加入中、又は60歳以上65歳未満の人で日本国内に住んでいる間に初診日（病気やけがで初めて医師の診察を受けた日）があること。 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間（保険料免除期間、若年者納付猶予期間、学生納付特例期間を含む）が3分の2以上あること。又は、初診日が平成28年4月1日前であって初診日に65歳未満の場合は、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に未納がないこと。 障害認定日に政令で定められている障害等級表の1級又は、2級の障がい状態になっていること。
年 金 額 (令和3年 4月現在)	1級障害 976,125円（年額） 2級障害 780,900円（年額） ※ 年金額改正、加算等もあります。
申請に必要な書類	状態により必要書類が異なります。詳しくは加入している年金の窓口にお尋ねください。 ※ 要件により、年金事務所へ案内する場合があります。 ※ 障害厚生年金については、年金事務所へお問い合わせください。 加入している年金により手続きが異なります。
窓 口	日本年金機構 松本年金事務所 電話：0263-32-5821 大町市役所 市民課国保・年金係 電話：22-0420 八坂支所 民生係 : 26-2001 美麻支所 民生係 : 29-2311

2 特別障害者手当

内 容 受 給 要 件	<p>20歳以上で、国民年金の障害基礎年金一級に該当する障がいが重複するなど、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の重度障がい者に支給されます。</p> <p>※病院又は診療所に継続して3か月以上入院している人を除きます。</p> <p>※所得が一定の額を越える人は、支給できない場合があります。</p>
給 付 額 (令和3年 4月現在)	月額 27,350円
支 給 月	2月、5月、8月、11月
申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳又は療育手帳 ・特別障害者手当認定請求書 ・特別障害者手当所得状況届 ・特別障害者手当認定診断書（手帳所持者は必要ない場合があります。） ・国民年金証書 ・印鑑 ・振込み口座番号のわかるもの <p>※障がい状況によって異なります。詳しくは窓口にお尋ねください。</p>
窓 口	大町市役所 福祉課福祉係 電話：22-0420

3 障害児福祉手当

内 容 受 給 要 件	<p>20歳未満で、身体障害者手帳1級又は2級の一部の障がいのある人や常時介護を要する知的障がい児（IQ20以下）及びそれと同程度以上と認められる在宅の人に支給されます。</p> <p>※病院又は診療所に継続して3か月以上入院している人を除きます。</p> <p>※所得が一定の額を越える人は受給できない場合があります。</p>
給 付 額 (令和3年 4月現在)	月額 14,880円
支 給 月	2月、5月、8月、11月
申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳又は療育手帳 ・障害児福祉手当認定請求書 ・障害児福祉手当所得状況届 ・障害児福祉手当認定診断書（手帳所持者は必要ない場合があります。） ・印鑑 ・振込み口座番号のわかるもの <p>※障がい状況によって異なります。詳しくは窓口にお尋ねください。</p>
窓 口	大町市役所 福祉課福祉係 電話：22-0420

4 児童扶養手当

内 容	父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している、ひとり親家庭等の安定した生活と自立を促すために支給されます。			
受 給 要 件	<p>以下の条件にあてはまる児童（18歳まで）を養育している親等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 父母が離婚した後、父又は母と生計を同じくしていない児童 2. 父又は母が死亡した児童 3. 父又は母が重度の障がいの状態（国民年金の障害等級1級程度）にある児童 4. 父又は母の生死が明らかでない児童 5. 父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童 6. 父又は母が法令により引き続き1年以上拘束されている児童 7. 母が婚姻によらないで生まれた児童 8. 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童 <p>※児童が18歳に達した場合で、心身に中程度以上の障がいを持っている場合は、20歳に達する日まで手当が受けられます。 ※里子、児童福祉施設、社会福祉施設等に入所している児童は除きます。</p>			
給 付 額 (令和3年 4月現在)	区分	児童1人のとき	児童2人のとき	児童3人目以降 1人につき
	全部支給の場合	月額 43,160円	月額 53,350円	月額 6,110円加算
	一部支給の場合	所得額に応じ、 月額 43,150円～ 10,180円	所得額に応じ、 月額 53,330円～ 15,280円	所得額に応じ、 月額 6,100円～ 3,060円加算
支 給 月	1月・3月・5月・7月・9月・11月			
申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・請求者と対象児童の戸籍謄本 ・請求者と対象児童のマイナンバーの分かるもの ※扶養義務者がいる場合には扶養義務者のマイナンバーの分かるものも必要となります。 ・請求者の身分証明書（運転免許証やパスポートなど） ・印鑑 ・その他 			
窓 口	大町市役所 子育て支援課 電話：22-0420			

5 特別児童扶養手当

内 容	児童の福祉増進を図るため、精神又は身体に障がいのある満 20 歳未満の児童を監護する父もしくは母、養育者に支給されます。	
受 給 要 件	国民年金法 1 級又は 2 級に定める程度の状態にある児童を監護する親等 ※障害者手帳の等級と同じではありません。 ※所得が一定額を超える人は、支給できない場合があります。 詳しくは窓口にお尋ねください。	
給 付 額 (令和3年 4月現在)	1 級該当児童 1 人につき	月額 52,500 円
	2 級該当児童 1 人につき	月額 34,970 円
支 給 月	4月、8月、12月	
申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・請求者と対象児童の戸籍謄本 ・振込口座のわかるもの ・所定の診断書（省略できる場合があります） ・その他 	
窓 口	大田市役所 子育て支援課 電話：22-0420	

6 介護者慰労金

内 容	家庭において、3 歳以上の重度心身障がい者（児）を常時介護している人、もしくは介護していた人に慰労金が支給されます。	
受 給 要 件	基準日(11 月 1 日)において、常時複雑な介護を必要とする心身障がい者（児）を、在宅で6か月以上介護している人、もしくは介護していた人 ※寝たきり老人等介護者慰労金支給対象者を除きます。	
給 付 額 (令和3年 4月現在)	年額 100,000 円／要介護者 1 人	
支 給 月	12月末	
申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・大田市重度心身障害者（児）介護慰労金申請書 ・印鑑 ・振込口座のわかるもの 	
窓 口	大田市役所 福祉課福祉係 電話：22-0420	

7 交通・災害遺児見舞金及び就職激励金

内 容	満18歳に達する日以降最初の3月31日までに、交通事故又は災害により、父又は母が死亡した場合、もしくは重度の障がい者となった場合、その児童に支給されます。
給 付 金	1. 交通、災害遺児見舞金 …………… 50,000円/1人 2. 交通、災害遺児就労激励金 …… 70,000円/1人
窓 口	大町市社会福祉協議会 電話 22-1501

8 心身障害者扶養共済

内 容	心身障がい者を扶養し、かつ、毎月一定の掛金の払い込みをしている人が死亡した場合、又は著しい障がいをもつ状態となった場合、扶養されていた心身障がい者に年金が支給されます。 ※ 心身障がい者1人につき2口まで加入できます。 ※ 加入者が他の都道府県などに転出されても転出先での手続きにより継続されます。 ※ 掛金は全額所得控除され、年金・弔慰金には所得税がかかりません。
受 給 要 件	1級から3級の身体障がい者、及び知的障がい者、精神障がい者を扶養している保護者（父母、配偶者など）で、次のすべての要件を満たしている場合。 (1)長野県内に住所があること。 (2)年齢（4月1日現在）が65歳未満であること。 (3)特別な疾病又は障がいのない健康状態であること。 (4)障がい者1人に対し加入できる保護者等は1人であること。
掛 金	加入者の加入時年齢により掛金が異なります。 加入者が65歳以上かつ20年以上加入したときは、その後の掛金が免除されます。また、掛金の納付が困難な人には掛金が減免される場合があります。
年 金 等 の 給 付	(1)加入者が死亡し、又は著しい障がいをもつ状態となったときは、扶養されていた心身障がい者に月額1口20,000円（2口まで）の年金が支給されます。 (2)加入期間が1年以上で、障がい者が加入者より先に死亡したとき、加入者に対して、加入期間に応じた弔慰金（一時金）を支給します。 (3)5年以上加入した後、この制度を脱退したときは、加入期間に応じて脱退一時金を支給します。
申請に必要な書類	詳しくは窓口にお尋ねください。
窓 口	大町市役所 福祉課福祉係 電話：22-0420

9 交通事故被害者への介護料

<p>内 容</p>	<p>自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障がいのため、在宅での生活をするうえで、移動、食事、排泄など日常生活動作について、常時又は随時の介護が必要な状態である者を介護している人に支給されます。</p> <p>介護料は、主に以下の介護に要する費用を支出したとき、又はその支出が一定額に満たない場合は一律定額を支給します。</p> <p>(1)訪問介護などの介護サービス（ホームヘルプ、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリ、デイサービス）の費用</p> <p>(2)介護用品の購入費</p> <p>※認定申請が必要となります。</p> <p>※介護保険法に基づく介護給付、又は労働者災害補償保険法に基づく介護補償給付や介護給付などを受給した場合は支給されません。</p>
<p>申請に必要な書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護料受給資格認定申請書 ・戸籍謄本：家族全員分 ・住民票：家族全員分 ・所得証明書：対象者及び家族全員分（ただし、学生・乳幼児などを除く） ・自賠責保険等の後遺障害等級認定通知書 （後遺障害等級をお持ちでない方は a.及び b.を提出） a.交通事故証明書：（自動車安全運転センターにて発行） b.事故時の診断書：（主たる負傷位置及び入院期間の記載のあるもの） <ul style="list-style-type: none"> ・誓約書：（対象者が受給資格の喪失要件に該当しないことの誓約） ・重度後遺障害診断書：（自損事故の方、最重度を希望される方及び高次脳機能障害を評価した受給資格の認定を希望する方） <p>※申請書の書式は下記の URL よりダウンロードできます。 http://www.nasva.go.jp/sasaeru/youshiki.html</p>
<p>窓 口</p>	<p>独立行政法人 自動車事故対策機構長野支所 電話：026-480-0521</p>

10 重度心身障害児福祉手当

内 容	児童の福祉増進を図るため、精神又は身体に障がいのある満 20 歳未満の児童を監護する父もしくは母、養育者に支給されます。											
受 給 要 件	国民年金法 1 級又は 2 級に定める程度の状態にある児童を監護する親等。 ※福祉施設の入所者、勉学、治療、訓練等のため一時的に居住する人は対象になりません											
給 付 額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>期別</th> <th>支給月</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前期（4月～9月）</td> <td>9月</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>後期（10月～3月）</td> <td>3月</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table>			期別	支給月	支給額	前期（4月～9月）	9月	10,000円	後期（10月～3月）	3月	10,000円
期別	支給月	支給額										
前期（4月～9月）	9月	10,000円										
後期（10月～3月）	3月	10,000円										
申請に必要な書類	詳しくは窓口にお尋ねください。											
窓 口	大町市役所 子育て支援課 電話：22-0420											

11 長野県民交通災害共済

内 容	会費を納めた会員（市内に居住する人及び被扶養者であって就学のため市外に居住している人）が交通災害にあって、死亡もしくはけが等をされた場合、見舞金を支給します。			
見舞金支給の範囲	日本国内で発生した道路上を運行中の自動車、バイク、自転車、電車、もしくは身体障がい者が市から交付、又は貸与された車椅子を使用中に道路上で転倒した場合、及び航行中の航空機、船舶による交通事故が対象となります。			
給 付 金	等級	死亡又は障がいの程度等	人身事故扱いの交通事故証明書による請求の場合の見舞金	物損事故扱いの交通事故証明書又は交通事故申立書による請求の場合の見舞金
	1 級	死亡	1,000,000 円	500,000 円
	2 級	実入院・通院日数 90 日以上	110,000 円	55,000 円
	3 級	〃 85～89 日以上	105,000 円	55,000 円
	4 級	〃 80～84 日以上	100,000 円	55,000 円
	5 級	〃 75～79 日以上	95,000 円	55,000 円
	6 級	〃 70～74 日以上	90,000 円	55,000 円
	7 級	〃 65～69 日以上	85,000 円	55,000 円
	8 級	〃 60～64 日以上	80,000 円	55,000 円
	9 級	〃 55～59 日以上	75,000 円	55,000 円
	10 級	〃 50～54 日以上	70,000 円	55,000 円
	11 級	〃 45～49 日以上	65,000 円	55,000 円
	12 級	〃 40～44 日以上	60,000 円	55,000 円
	13 級	〃 35～39 日以上	55,000 円	55,000 円
	14 級	〃 30～34 日以上	50,000 円	50,000 円
	15 級	〃 25～29 日以上	45,000 円	45,000 円
	16 級	〃 20～24 日以上	40,000 円	40,000 円
	17 級	〃 15～19 日以上	35,000 円	35,000 円
	18 級	〃 10～14 日以上	30,000 円	30,000 円
	19 級	〃 5～9 日以上	25,000 円	25,000 円
	20 級	〃 2～4 日以上	20,000 円	20,000 円
	障 害 見舞金	身体障害者 1 級		400,000 円
身体障害 2 級及び精神 1 級		300,000 円	150,000 円	
身体障害 3 級		200,000 円	100,000 円	
遺 児 見舞金	義務教育終了前の遺児 1 人につき		300,000 円	300,000 円
窓 口	大町市役所 市民課消費生活・交通安全係 電話 22-0420 八坂支所 民生係 電話 26-2001 美麻支所 民生係 電話 29-2311			



生活の支援



1 補装具の給付

内 容	<p>身体障害者手帳を所持している方が、認定された障がいについて身体のハンディキャップを補うため、補装具が必要と認められた人に対する、補装具の交付及び修理に係る自己負担分の一部を公費で負担します。</p> <p>※交付には指定医の判定を必要とするものがあります。</p> <p>※所得状況により自己負担が発生する場合や、給付が受けられない場合があります。</p> <p>※介護保険や労災保険等の対象者はそちらが優先されます。</p>		
補 装 具	補装具の種類	判定の要否	備 考
	義肢	○	義手・義足
	装具	○	上肢・下肢・靴型・体幹
	座位保持装置	○	
	車イス	○	既製品（レディメイド）
	車イス	○	オーダーメイド
	電動車イス	○	電動リフト、モジュラー方式等
	補聴器	○	箱型・耳掛型・挿耳型等
	義眼		
	矯正眼鏡		
	遮光眼鏡		
	コンタクトレンズ		
	弱視眼鏡		
	歩行器		
	盲人安全つえ		
歩行補助つえ		一本つえを除く	
重度障害者用意思伝達装置	○		
申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 ・印鑑 ・申請書 ・医師の意見書 ・処方箋、見積書等 <p>※補装具の種類や給付・修理の内容により、必要な書類が異なります。 詳しくは窓口にお尋ねください。</p>		
窓 口	大町市役所 福祉課福祉係 電話：22-0420		

2 日常生活用具の交付・貸与

内 容	<p>在宅の重度障がい者（児）の日常生活を容易にするための日常生活用具を交付又は貸与します。</p> <p>※世帯の所得状況により自己負担が発生する場合や、給付が受けられない場合があります。</p> <p>※障がいの内容及び程度等に応じて制限があります。</p> <p>※日常生活用具の種類に応じて基準額があります。</p> <p>※介護保険や労災保険等の対象者はそちらが優先されます。</p>
申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 ・印鑑 ・申請書 ・見積書、カタログなど <p>※日常生活用具の種類や障がいの内容、程度によりその他の書類が必要となる場合があります。詳しくは窓口にお尋ねください。</p>
窓 口	大町市役所 福祉課福祉係 電話：22-0420

3 居宅介護（ホームヘルプサービス）

内 容	日常生活に著しく支障のある心身障がい者（児）及び難病患者の家庭に対し、家事、介護等日常生活の援助を行うホームヘルパーを派遣します。
対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害保健福祉手帳の所持者であって、障害支援区分1以上の人及び難病患者
介護の種類	<p>(1)身体介護 食事の介護、排泄の介護、入浴の介護等</p> <p>(2)家事援助 調理、衣類の洗濯、掃除、買物</p> <p>(3)相談、助言</p> <p>(4)通院介助、通院等のための乗車・降車の介助</p> <p>(5)行動援護 行動上著しく困難を有し、常時介護を要する知的障がい又は精神障がい者（児）に対する危険回避に必要な援護、外出時の移動の介護等</p> <p>(6)同行援護 視覚障がい者に付き添い、移動時に必要な情報提供や行動援護を行う</p> <p>(7)重度訪問介護 常時介護を要する重度、かつ四肢まひのある身体障がい者に身体介護、家事援助、外出時における移動中の介護などを総合的に支援</p> <p>(8)重度障がい者等包括支援 常時介護を要するALS等極めて重度の身体、知的、精神に障がいのある人に24時間体制で複数のサービスを包括的に提供</p>
利用者負担	所得状況に応じて自己負担が発生場合があります。
申請に必要な書類	<p>身体障害者手帳等</p> <p>※事前の認定調査が必要となります。詳しくは窓口にお尋ねください。</p> <p>※介護保険制度が利用可能な場合はそちらが優先されます。</p>
窓 口	大町市役所 福祉課福祉係 電話：22-0420

4 短期入所（ショートステイ）

内 容	在宅の障がい者（児）の介護者が、中期的に家庭での介護ができないときに、施設等において介護します。
対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者であって、障害支援区分1以上の人
利用者負担	所得状況に応じて自己負担が発生する場合があります。
申請に必要な書類	身体障害者手帳等 ※事前の認定調査が必要となります。詳しくは窓口にお尋ねください。
実施事業所	49 ページに事業者を掲載しております。
窓 口	大田市役所 福祉課福祉係 電話：22-0420

5 タイムケア

内 容	在宅の障がい者（児）の介護者が、一時的に家庭で介護できないときに、介護を知人等に委託することができます。委託料金の一部を公費で負担します。また社会福祉協議会所属のサポーターに外出の付き添いを依頼することができます。（利用について条件があります）
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者 ・発達障害の診断を受けている人
利用時間	年間300時間以内（送迎時間を含む、宿泊させることはできない）
申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳等又は発達障害の記載がある診断書 ・印鑑 ※介護を委託する知人を変更、又は追加する場合は申請が必要です。
窓 口	大田市役所 福祉課福祉係 電話：22-0420

6 日中一時支援

内 容	在宅の障がい者（児）の介護者が、一時的に家庭での介護ができないときに、事業者に介護を委託することができます。
対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者
利用時間	利用時間の制限なし（宿泊をさせることはできない）
申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳等 ・印鑑 ※介護を委託する事業者を変更、又は追加する場合は申請が必要です。
実施事業所	49 ページに事業者を掲載しております。
窓 口	大田市役所福祉課福祉係 電話：22-0420

7 移動支援

内 容	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等、社会参加のための外出時の移動を支援します。
対 象 者	屋外での移動に困難がある障がい者
支援の種類	身体介護を伴う場合と伴わない場合の2種類があります。
利用者負担	所得状況に応じて自己負担が発生する場合があります。
申請に必要な書類	・身体障害者手帳等
窓 口	大町市役所 福祉課福祉係 電話：22-0420

8 地域定着支援

内 容	居宅において単身等で生活する障がい者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。
対 象 者	① 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者 ② 居宅において家族と同居している障がい者であっても、当該家族等が障がい、疾病等のため、障がい者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある者 なお、障がい者支援施設等や精神科病院から退所・退院した者の他、家族との同居から一人暮らしに移行した者や地域生活が不安定な者等も含む。 ※共同生活援助、宿泊型自立訓練の入居者に係る常時の連絡体制の整備、緊急時の支援等については、通常、当該事業所の世話人等が対応することとなるため、対象外。 ※上記①又は②の者のうち医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては保護観察所と連携すること。
利用者負担	所得状況に応じて自己負担が発生する場合があります。
窓 口	大町市役所 福祉課福祉係 電話：22-0420

9 介護用品（オムツ等）引換券の交付

内 容	在宅の重度知的障がい者（児）及び介護者の経済的負担軽減のために、介護用品（オムツ等）引換券を交付します。
対 象 者	在宅の重度知的障がい者（児）であって、特別障害者手当等を受給されている、もしくは受給要件該当程度の方。 ※障がいの状況によって該当にならない場合もございます。 詳しくはお問い合わせください。
助 成 額	1月あたり3,000円分の引換券を1枚交付。1年間で最大12枚まで。
申請に必要な書類	・療育手帳 ・印鑑
窓 口	大町市役所 福祉課福祉係 電話：22-0420

10 住宅改修

内 容	身体障がい者が日常生活の一部を自力で行えるよう、居室、浴室、便所、洗面所等を整備改善する費用の一部を補助します。
対 象 者	前年度の所得税額の合算額が 8 万円以下の世帯であって、次のいずれかに該当する世帯 (1) 1 級から 3 級の身体障害者手帳所持者のいる世帯 (2) 4 級から 6 級の身体障害者手帳を所持する独居者、又は常時介護する人がなく支援が必要と認められる世帯
補 助 額	対象経費の 9/10 以内の額（63 万円を限度）
申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 ・印鑑 ・申請書 ・改修の内容のわかるもの（見積書、図面等）
窓 □	大町市役所 福祉課福祉係 電話：22-0420

11 身体障害者補助犬・盲導犬・聴導犬の給付

内 容	肢体不自由者（1、2 級）・視覚障がい者（1 級）・聴覚障がい者（2、3 級）に介助犬が給付されます。
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・18 歳以上で県内に 1 年以上居住している人 ・介助犬を適切に飼育し利用できる人
訓練費用等	介助犬の訓練に係る経費（交通費、食事代等）は介助犬提供者が負担いたします。その後の介助犬の飼育、管理等に要する費用は利用者の負担となります。
申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ※給付を希望する場合、日本補助犬協会より申請書が送付されます。その後、介助犬提供者と面接し、補助犬を選定します。約 4 週間の共同生活訓練を経て認定試験に合格すると、給付が認められます。
窓 □	大町市役所 福祉課福祉係 電話：22-0420

12 身体障害者要約筆記者等派遣事業

内 容	身体障がい者が日常生活を営むのに支障があるときに、障がいに応じた介護人、手話通訳者、要約筆記者、又はガイドヘルパーを派遣して日常生活の便宜を図ります。		
派 遣 対 象 及 び 内 容	名称	派遣対象	内容
	身体障がい者支援派遣事業	ひとり暮らしの身体障がい者（これに準ずる者を含む）で一時的に日常生活を営むのに支障のあるとき	<ol style="list-style-type: none"> 1. 食事の世話に関する事項 2. 住居の掃除に関する事項 3. 身の回りの世話に関する事項 4. 生活必需品の買物に関する事項 5. 医療機関等との連絡に関する事項 6. その他必要と認められる事項
	手話通訳者要約筆記者派遣事業	聴覚及び音声言語に障がいがある人で、日常の意思の疎通を図るため、手話通訳者又は要約筆記者を必要とするとき	<ol style="list-style-type: none"> 1. 健康管理に関する事項 2. 公的権利の行使又は義務の履行に関する事項 3. 職業又は教育に関する事項 4. その他必要と認められる事項
	ガイドヘルパー派遣事業	ひとり暮らしの1級又は2級の視覚障がい者（これに準ずる者を含む）がやむを得ない事情により外出するとき	<ol style="list-style-type: none"> 1. 公的権利の行使又は義務の履行に関する事項 2. 職業教育に関する外出で特に必要と認められる事項 3. 医療機関等との連絡その他必要と認められる事項
利用者負担	ガイドヘルパー派遣事業のみ利用者負担があります。障害者総合支援法によるヘルパー、移動支援の利用が優先となります。		
申請に必要な書類	身体障害者手帳等		
窓 口	大町市役所 福祉課福祉係 電話：22-0420		



日中活動の場



1 地域活動支援センター

内 容	創作的活動や生産活動、社会との交流の促進等の機会を提供します。
対 象 者	心身障がい者で、利用が適当であると認められた人
市内事業所	「ハーモニー・ルーム」(大町市総合福祉センター内) 大町市大町1129 電話：26-3855 「ぼれぼれそよかぜ」 大町市平5075-3 電話：85-0245
自己負担額	所得状況に応じて自己負担が発生する場合があります。
申請に必要な書類	・身体障害者手帳等 ・申請書
窓 口	大町市役所 福祉課福祉係 電話：22-0420

2 生活介護事業所(障害福祉サービス)

内 容	常に介護を必要とする心身障がい者に、日中、日常生活全般の介護を行います。
対 象 者	障害支援区分3以上の障がい者
市内事業所	窓口へお問い合わせください。
自己負担額	所得状況に応じて自己負担が発生する場合があります。
申請に必要な書類	・身体障害者手帳等 ・申請書 ※事前の認定調査が必要となります。詳しくは窓口にお尋ねください。
窓 口	大町市役所 福祉課福祉係 電話：22-0420

3 授産施設の利用

内 容	身体、知的等の障がいにより一般就労が困難な人や、世帯の事情等により就業能力の限られている人に、就労の場の確保や技能の習得と合わせ、自立助長を支援します。
対 象 者	心身障がい者
市内事業所	大田市社会就労センター 美麻福祉企業センター
自己負担額	所得の状況に応じて異なります。
申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・身体障害者手帳等
窓 口	大田市役所 福祉課福祉係 電話：22-0420

4 母子通園施設（あゆみ園）

内 容	心身の発達に支援を必要とする乳幼児を対象に、母又は保護者とともに通院し、家庭的な温かい雰囲気の中で、集団生活移行への準備を目的とし、楽しい身辺自立訓練を行います。
対 象 者	母又は他の保護者とともに通園可能な、支援を要する幼児
使 用 料	市内に在住する幼児等は無料
窓 口	大田市役所 子育て支援課 電話：22-0420



住まいの場



1 身体障害者(車椅子使用者)の市営住宅への入居

内 容	単身でも入居できる場合があります。 身体障がい者向け住宅に入居できる制度があります。
対 象 者	身体障害者手帳保持者
手 続	市営住宅入居申込みの際に身体障害者手帳をご提示ください。 ※入居の申込みに必要な書類は下記URLに記載しています。 詳細は担当窓口へお問い合わせください。 http://www.city.omachi.nagano.jp/00011000/00012400/00012402.html
窓 口	大町市役所 建設課建築住宅係 電話：22-0420

2 グループホーム（障害福祉サービス）

内 容	障がい者に地域での共同生活の場を提供し、世話人等による日常生活上の世話や相談等を行います。
対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者 ※ 事前の認定調査が必要となります。詳しくは窓口にお尋ねください。
実施事業所	48 ページに事業者を掲載しております。
窓 口	大町市役所 福祉課福祉係 電話：22-0420



就 労



1 大町公共職業安定所（ハローワーク大町）

内 容	障がい者の就職を容易にし、自立を図るために必要な技能の養成開発等の訓練を受けられます。ハローワークが受講をあっせんし、企業や社会福祉法人、NPO 法人や民間の教育訓練機関を紹介します。
対 象 者	心身障がい者
詳 細	訓練は下記の5コースがあります。 ① 知識・技能習得訓練コース ② 実戦能力習得訓練コース ③ e-ラーニングコース ④ 特別支援学校早期早期訓練コース ⑤ 在職者訓練コース 各コースの詳細や詳細については窓口にお問い合わせください。
窓 口	大町公共職業安定所（ハローワーク大町） 電話：22-0340 FAX：22-7714

2 障害者トライアル雇用

内 容	ハローワークが紹介する対象労働者を事業主が短期間（原則3ヶ月、なお、1ヶ月又は2ヶ月の実施も可能）雇用し、事業主と対象労働者間で業務遂行にあたっての適性や能力などを見極め、常用雇用移行へのきっかけづくりを支援します。
対 象 者	心身障がい者
手 続	ハローワークでの求人申込みの際、担当官へ障害者トライアル雇用利用の希望をお伝えください。
窓 口	大町公共職業安定所（ハローワーク大町） 電話：22-0340 FAX：22-7714

3 就労継続支援(障害福祉サービス)

内 容	一般企業への就職が困難な障がい者に就労機会を提供するとともに、生産活動を通じて、その知識と能力の向上に必要な訓練などを提供します。	
対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害保健福祉手帳の所持者であって、一般就労が困難と思われる人	
種 類	就労移行支援	企業などへの一般就労を希望し、知識・能力の向上や実習を通じて適性にあった職場への就労が見込まれる65歳未満の人に対して、事業所内での作業訓練や企業等での職場実習、就職後の職場定着支援などを行う。
	就労継続支援A型	就労移行支援を利用した結果、現時点では企業などで就労することが困難と判断された障がい者に、雇用契約に基づく就労の機会を提供する。
	就労継続支援B型	就労移行支援を利用した結果、現時点では企業で就労すること、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行う、就労する機会の提供や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を支援する。
利用者負担	所得状況に応じて自己負担が発生する場合があります。	
申請に必要な書類	身体障害者手帳等 ※ 事前の認定調査が必要となります。利用に際しての一連の手続きは窓口にお尋ねください。	
実施事業所	46 ページ以降に事業者を掲載しております。	
窓 口	大町市役所 福祉課福祉係 電話：22-0420	



交通費

1 鉄道運賃の割引

内 容	次のとおり割引になります		
	対象	割引対象乗車券類	割引率
	第1種障害者手帳所持者がその介護者と利用する場合	普通乗車券・回数乗車券 急行券(特別急行券を除く) 定期券(成人のみ)	50%
	12歳未満の第2種障害者手帳所持者が介護者と利用する場合	定期券	50%
	第1種及び第2種障害者手帳所持者が単独で利用する場合(片道100キロを超える場合)	普通乗車券	50%
対 象 者	身体障害者手帳又は療育手帳所持者 ※身体障害者手帳には「第1種」「介護付用」や「第2種」「単独用」の記載があります。その区別については障がいの種類によって異なります。 ※療育手帳は「A1、A2」が第1種に該当します。		
手 続	窓口で手帳を呈示し、乗車券を購入してください。		

2 航空旅客運賃割引

対 象 者	障害者手帳所持者及びその介護者(1名まで)
手 続	航空券購入時及び搭乗時に障害者手帳を呈示してください。 ※路線や季節によって割引率が異なります。
窓 口	各航空会社 ※事前の予約が必要になります。 詳しくはご利用の航空会社の窓口にお尋ねください。

3 市民バス運賃の割引

内 容	次のとおり割引になります		
	区 分	適用範囲	割引率
	普通乗車券	本人及び介護者 ・身体障害者手帳(第1種)のとき ・療育手帳(A1、A2)のとき ・精神保健福祉手帳(1級)のとき	50%
本人のみ ・身体障害者手帳(第2種)のとき ・療育手帳(B1、B2)のとき ・精神保健福祉手帳(2級及び3級)のとき			
手 続	乗車券販売窓口で手帳を呈示し、乗車券を購入してください。		
窓 口	各バス会社		

4 高速バス運賃の割引

内容	各社ごとに割引サービスが受けられます。
対象者	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者 各社によって要件が異なります。事前に、各社にお問い合わせください。
窓口	各バス会社

5 タクシー運賃の割引

内 容	タクシーの運賃が10%割引になります。(時間制運賃を含む)
対 象 者	身体障害者手帳、又は療育手帳所持者
手 続	運転手に手帳を呈示してください。
窓 口	長野県タクシー協会 各タクシー会社

6 駐車禁止規制の適用除外

内 容	駐車禁止規制から除外される標章が交付されます。
対 象 者	障がいの等級により対象者が定められています。 詳しくは大町警察署窓口へお問い合わせください。
窓 口	大町警察署 電話：22-0110

7 福祉有償運送サービス

内 容	バスやタクシーなどの公共交通機関を一人で利用することが困難な高齢者、障がい者等の外出を支援します。
対 象 者	市内に住所を有する人で、次の(1)、(2)の要件をすべて満たす人 (1) 福祉有償運送サービスを行う社会福祉法人等に、あらかじめ登録をした会員及び付添人 (2) 日常の外出において、バスやタクシー等の公共交通機関の利用が困難な人であって、次の各号のいずれかに該当する人 ア 介護保険法の規定による「要援護者」及び「要支援者」 イ 身体障害者手帳の交付を受けている人 ウ 肢体不自由もしくは、内部障がい（人工血液透析を受けている場合を含む。）又は、精神障がいもしくは知的障がい等の人であって、ア又はイに該当しない人
手 続	<ul style="list-style-type: none"> 福祉有償運送サービスを行う社会福祉法人等（大町市社会福祉協議会）に、利用者の登録をしてください 利用希望日等を、事前に予約してください
利用者負担	市内500円/回 市外500円/回 + 50円/km加算
窓 口	大町市総合福祉センター 電話：22-1501 八坂総合福祉センター 電話：26-2100 美麻総合福祉センター 電話：29-1080

8 心身障がい児・者施設帰省時等の交通費給付

内 容	県内の心身障がい児・者施設に入所している人の帰省、又は面会時の交通費の一部を補助します。
対 象 者	県内の心身障がい児・者施設に入所している人の保護者
対 象 経 費	施設までの経路に必要とする自動車の燃料代及び高速代
補 助 率	2分の1
申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> 療育手帳等 申請書 領収書、ETC 利用証明書
窓 口	大町市役所 福祉課福祉係 電話：22-0420 子育て支援課子育て支援係 電話：22-0420

9 有料道路通行料金及び一般自動車道使用料金の割引

内 容	次のとおり割引になります			
	適用範囲	区分	自動車の範囲	割引率
	自ら運転する場合	身体障害者	本人又は親族が所有する自動車	50%
介護者が運転する場合	第1種身体障害者 第1種知的障害者	本人、親族又は介護者が所有する自動車		
※ 事業用自動車、レンタカー、軽トラックは対象になりません。				
手続きに必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 等 ・自動車検査証又は軽自動車届出済証 ・運転免許証（障がい者本人が運転される場合のみ） ・障がい者本人名義のETCカード（ETCを利用する場合） ・ETC車載器の管理番号が確認できるもの（ETCを利用する場合） 			
窓 口	大町市役所 福祉課福祉係 電話：22-0420			

10 福祉タクシー券の交付

内 容	社会参加の促進と経済的負担の軽減を図るため、福祉タクシー券を交付し、利用料金の一部を助成します。	
対 象 者	自動車税の減免を受けていない人で、以下に該当する人	
	身体障害者手帳所持者	視覚障がい 1、2、3級 内部障がい 1、2級 上肢障がい 1、2級 下肢障がい 1、2、3級 体幹障がい 1、2、3級
	療育手帳所持者	A1、A2、B1、B2
利用範囲	市内に事業所を有するタクシー	
申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳等 ・申請書 	
窓 口	大町市役所 福祉課福祉係	電話：22-0420
	八坂支所 民生係	電話：26-2001
	美麻支所 民生係	電話：29-2311

11 自動車改造費の助成

内 容	自動車の改造に要する経費の一部を助成します。	
対 象 者	社会参加のため、自らが所有し運転する自動車の手動装置等を改造することが必要と見込まれる身体障がい者 ※前年の所得税課税所得金額が、助成を行う月の属する年の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない人	
対 象 経 費	自動車の改造に直接要する経費	
補 助 額	10万円以内	
申請に必要な書類	○改造前 ・身体障害者手帳等 ・申請書 ・印鑑 ・見積書等 ・改造する予定箇所の写真	○改造後 ・実施報告書 ・領収書 ・改造した箇所の写真
手 続	自動車改造を実施する前に申請する必要があります。給付が決定となりましたら決定通知を送付します。改造が完了した後、報告書と領収書及び改造した部分の写真を提出いただくことになります。	
窓 口	大町市役所 福祉課福祉係 電話：22-0420	

12 自動車運転免許取得の助成

内 容	自動車免許取得に要した経費の一部を助成します。	
対 象 者	自動車免許を取得することにより社会参加が見込まれる身体障がい者 ※ 前年の所得税額の合計額が8万円以下の世帯に属する人	
対 象 経 費	自動車免許取得に要する経費	
補 助 額	10万円以内	
申請に必要な書類	○運転免許取得前 ・身体障害者手帳等 ・申請書 ・印鑑 ・免許取得に係る費用を支払った証明(自動車教習所の領収書等)	○運転免許取得後 ・実施報告書 ・運転免許証のコピー
手 続	運転免許を取得する前に申請する必要があります。給付が決定となりましたら決定通知を送付します。運転免許を取得した後に、報告書と免許証のコピーを提出いただくことになります。	
窓 口	大町市役所 福祉課福祉係 電話：22-0420	



※税制改正により内容が変更となることがあります。
窓口でご確認ください。

1 所得税等に関する障害者控除・特別障害者控除

<p>内 容</p>	<p>納税者自身、同一生計配偶者（注）又は扶養親族が所得税法上の障害者に当てはまる場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。これを障害者控除といいます。</p> <p>なお、障害者控除は、扶養控除の適用がない16歳未満の扶養親族を有する場合においても適用されます。</p> <p>また、重度の障害の場合は特別障害者控除の対象となる場合もあります。</p> <p>（注） 同一生計配偶者とは、納税者の配偶者でその納税者と生計を一にするもの（青色事業専従者等を除く。）のうち、合計所得金額が38万円以下（令和2年分以後は48万円以下）である者をいいます。</p>
<p>対 象</p>	<p>(1) 身体障害者手帳の交付を受けている人。 このうち1・2級該当者は特別障害者になります。</p> <p>(2) 療育手帳の交付を受けている人 このうち、A1・A2 該当者は特別障害者になります。</p> <p>(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 このうち1級と記載されている人は、特別障害者になります。</p> <p>※これ以外でも障害者控除の対象になる場合もあります。 ※税制改正により内容が変更となることがあります。 控除額等、詳細については税務署もしくは市税務課税務課係にお問い合わせください。</p>
<p>窓 口</p>	<p>所得税 大町税務署 電話：22-0410 市民税 大町市役所 税務課税務係 電話：22-0420 ※ 給与所得者は勤務先へお問い合わせください</p>

2 所得税に関する医療費控除

内 容	支払った医療費から保険金などで補てんされる金額を差引いた額が一定額以上の場合は、所得から控除することができます。
対 象	診療費の他、次の費用も医療費控除の対象となります。 (1) 治療上、医師が必要と証明する場合のおむつに係る費用（紙おむつの購入費用及び貸おむつの賃借料） (2) ストマケア治療上、医師が必要と証明する場合のストマ用装具代 (3) 居宅サービス計画に基づく医療系サービスと一体的に提供される在宅介護サービスについて、その介護に要する費用
手 続	確定申告書を提出する際に、医療費の支払いを証明する領収書等を添付し、担当者にお伝えください。
窓 口	大町税務署 電話：22-0410 大町市役所 税務課税務係 電話：22-0420

3 利子等の非課税

内 容	一定の手続により、預け入れた少額預金及び購入した少額公債については、それぞれの制度につき元本350万円を限度として利子等が非課税になります。
対 象 者	(1) 身体障害者手帳の交付を受けている人 (2) 療育手帳の交付を受けている人 (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 (4) 障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金等の障がいを支給事由とする年金を受けている人 (5) 障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当を受けている人
手 続	○預金の場合 最初の預入等をする日までに「非課税貯蓄申告書」を金融機関の営業所等を経由して税務署長に提出するとともに、原則として、預入等の都度「非課税貯蓄申込書」を金融機関の営業所等に提出しなければなりません。この申告書を提出する際に、年金証書や身体障害者手帳など一定の確認書類を提示する必要があります。 ○公債の場合 国債及び地方債を最初に購入する日までに「特別非課税貯蓄申告書」を、証券業者や金融機関の営業所等の販売機関を経由して税務署長に提出します。原則として、購入の都度「特別非課税貯蓄申込書」を証券業者や金融機関の営業所等の販売機関に提出しなければなりません。この申告書を提出する際に、年金証書や身体障害者手帳等を提示する必要があります。
窓 口	銀行、証券会社等の金融機関

4 相続税に関する障害者控除

内 容	相続人が障がい者である場合、相続税額から一定額が控除されます。	
相続人の対象区分 及び控除額	障害区分	控除額
	身体障害者手帳 1、2級 療育手帳 A1、A2 精神障害者保健福祉手帳 1級	20万円×(85歳に達するまでの年数)
	身体障害者手帳 3～6級 療育手帳 B1、B2 精神障害者保健福祉手帳 2級	10万円×(85歳に達するまでの年数)
窓 口	大町税務署	電話：22-0410

5 贈与税の非課税

内 容	特別障がい者を受益者として、信託会社等と「特別障害者扶養信託契約」を締結した場合、信託受益権の価格のうち、6,000万円まで(ただし精神障がい者は3,000万円まで)は、贈与税の課税価格に算入されません。
対 象 者	身体障害者手帳 1級 療育手帳 A1、A2 精神障害者保健福祉手帳 1級
窓 口	信託銀行等

6 消費税の非課税

内 容	身体障がい者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する次の物品等の譲渡、貸付け等が非課税となっています。
対象物品等	
補 装 具	義肢、装具、補聴器、車いす等
日常生活用具等	視覚障害者用拡大図書器、特殊寝台、体位変換器等
自 動 車 改 造	身体障がい者が運転できるよう補助手段が高じられているもの
	車いす使用者を、車いすとともに搬送できるよう昇降装置が装備され、かつ、車いすの固定に必要な装備されているもの
※これらの物品については、地方消費税(県税)についても課されません。	
窓 口	大町税務署 電話：22-0410

7 個人事業税の非課税

内 容	両眼の視力を喪失した人、及び万国式試視力表により測定した両眼の視力が0.06以下の重度視覚障がい者が行う、あんま、指圧、はり、きゅう、マッサージその他の医業に類する事業は非課税となります。
窓 口	中信県税事務所大町事務所 電話：23-6505

8 自動車税・自動車取得税の減免

内 容	障がいのある方が所有し、かつ使用する自家用車等について、自動車税及び自動車取得税の減免が受けられる場合があります。 *下記は概要です。詳しくは担当窓口で必ずご確認ください。
-----	---

◎減免の要件

次の1から3までの要件をすべて満たす場合に減免が受けられます。

1 障がい要件

項 目		障害者等級	
		障がい者本人が運転	生計同一者が運転
身 体	視 覚 障 害	1、2、3、4級	1、2、3、4級
	聴 覚 障 害	2、3級	2、3級
	平衡機能障害	3級	3級
	音声機能障害	3級（咽頭摘出による場合に限る）	
	上肢不自由	1、2級	1、2級（軽自動車対象外）
	下肢不自由	1、2、3、4、5、6級	1、2、3級
	体幹不自由	1、2、3、5級	1、2、3級
体 障	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能 1、2級	1、2級（軽自動車対象外）
		移動機能 1、2、3、4、5、6級	1、2、3級
害	心臓機能障害	1、3級	1、3級
	腎臓機能障害	1、3級	1、3級
	呼吸器機能障害	1、3級	1、3級
	ぼうこう、腸の機能障害	1、3級	1、3級
	小腸の機能障害	1、3級	1、3級
	免疫機能障害	1、2、3級	1、2、3級
	肝臓機能障害	1、2、3級	1、2、3級
	知的障 害	総合判定 A1 又は A2	総合判定 A1 又は A2
	精 神 障 害	1級	1級

※身体障害については、個別判定による級別により判断します

2 使用要件

次のいずれかの用途で使用すること

- (ア) 障がいのある人本人が運転すること。
- (イ) 障がいのある人の通院、通学、通勤、その他日常生活に必要なために生計を一にする人が運転すること。
- (ウ) 障がいのある人のみの世帯で、障がいのある人の通院、通学、通勤、その他日常生活に必要なために、障がいのある人を日常的に介護する人が運転すること。

3 所有要件

普通車の場合

次のいずれかの人が所有する（納税義務がある）自動車であること

- (ア) 障がいのある人
- (イ) 障がいのある方と生計を一にする方
（身体に障害のある方が 18 歳未満で上記 2 (イ) に該当する場合、知的又は精神障害がある方で 上記 2 (ア)、(イ) に該当する場に限りま

軽自動車の場合

次のいずれかの人が所有する（納税義務がある）自動車であること

- (ア) 障がいのある人
- (イ) 障がいのある方と生計を一にする方
（身体に障害のある 18 歳未満の方か、知的又は精神障害がある方で 上記 2 (イ) に該当する場合に限りま

◎減免額

- ・自動車税（環境性能割）
250 万円に税率を乗じて得た額が上限となります
注）対象車種により、税率が異なります。
取得価額が 250 万円以下の自動車の場合は全額減免されます
- ・自動車税（種別割）
45,000 円まで減免されます（排気量 2.5L 以下は全額減免）
注）これを超える場合は差額分の納付が必要となります
グリーン税制適用の乗用車については減免限度額が異なります

※減免台数は、1 台に限りま

※同一生計証明書の提出が必要となる場合があります。県税事務所窓口へお問い合わせいただき、ご確認ください。証明書は大町市役所福祉課にて発行しております。

窓

□

- ・自動車取得税、普通自動車税
中信県税事務所大町事務所 電話：23-6505
- ・軽自動車税
大町市役所 税務課税務係 電話：22-0420

9 特定増改築等住宅借入金等特別控除

<p>内 容</p>	<p>自己が所有する家屋について、一定のバリアフリー改修工事を含む増改築等を行い、平成 19 年 4 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までの間に居住の用に供していること。</p> <p>※ 「一定のバリアフリー改修工事」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく登録住宅性能評価機関、建築基準法に基づく指定確認検査機関、又は建築法に基づく建築事務所に所属する建築士が発行する増改築等工事証明書により証明されたものに限り、</p>
<p>対 象 者</p>	<p>バリアフリー改修工事を行う者が、次のいずれかに該当する特定個人であること。</p> <p>(イ) 50 歳以上の者</p> <p>(ロ) 介護保険法に規定する要介護又は要支援の認定を受けている者</p> <p>(ハ) 所得税法上の障害者である者</p> <p>(ニ) 高齢者等（65 歳以上の者又は上記（ロ）若しくは（ハ）に該当する者をいいます。）である親族と同居を常況としている者</p> <p>(注) 50 歳、65 歳及び同居の判定は、居住年の 12 月 31 日（年の途中で死亡した場合には死亡の時）の現況によります。50 歳以上であって、65 歳以上の親族、又は次に該当する親族のいずれかと同居している人</p> <p>※詳細は国税庁 HP のホーム > 税の情報・手続き・用紙 > 税について調べる > タックスアンサー（よくある税の質問）> 所得税 > 「借入金を利用してバリアフリー改修工事をした場合（特定増改築等住宅借入金等特別控除）」をご確認ください。</p>
<p>申請に必要な書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」 ・住宅取得資金等に係る借入金の年末残高等証明書（2 か所以上から交付を受けている場合は、その全ての証明書） ・家屋の登記事項証明書、請負契約書の写し等（※）で次のことを明らかにする書類 <ul style="list-style-type: none"> (イ) 増改築等をした年月日 (ロ) 増改築等に要した費用の額 (ハ) 家屋の床面積が 50 平方メートル以上であること (ニ) 増改築等が特定取得に該当する場合にはその該当する事実 ・増改築等工事証明書 ・介護保険の被保険者証の写し(2(1)イ(ロ)の者又は 2(1)イ(ニ)の者（要介護認定若しくは要支援認定を受けている親族と同居を常況としている者に限り、）に該当する場合は、それぞれの認定に係るもの） ・給与所得者の場合は、給与所得の源泉徴収票 ・敷地を取得している場合は別途書類が必要となります。
<p>窓 口</p>	<p>大町税務署 電話：22-0410</p>



1 社会福祉資金の貸付

内容		所得の低い障がい者のいる世帯等が、経済的自立等の目的で各種資金の貸し付けを受けられます				
種類/貸付要件等		貸付限度額 (上限目安額)	据置 期間	償還 期間	貸付 利子	連帯 保証人
生業費	生業を営むために必要な経費	460万円	貸付日から6ヶ月以内(分割送金の場合は最終貸付日から6か月以内)	20年	連帯保証人 ○有 無利子 ○無 年1.5% (据え置き期間経過後)	原則必要 (ただし連帯保証人なしでも貸付可能)
技能習得費	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	習得期間 6月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年程度 580万円		8年		
技能習得支度費	就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円		3年		
住宅改修等費	住宅増改築等、公営住宅譲受け経費	(250万円)		7年		
住居転宅費	住居の移転等、給排水設備等の経費	50万円		3年		
福祉用具購入費	福祉用具等の購入に必要な経費	(170万円)		8年		
自動車購入費	障害者用自動車の購入に必要な経費	(250万円)		8年		
療養費	負傷・疾病の療養費(移送経費等付随契費含)	療養期間 1年未満 170万円 1年以上 230万円		5年		
福祉サービス費	介護・障害サービス等の経費(介護保険料含)及び期間中の生計費	福祉サービス期間 1年未満 170万円 1年以上 230万円		5年		
災害援護費	災害を受け臨時に必要な経費	150万円		7年		
冠婚葬祭費	冠婚葬祭に必要な経費	50万円		3年		
残留邦人年金費	中国残留邦人等にかかる国民年金保険の追納に必要な経費	(513.6万円)		10年		
その他臨時経費	燃料費、修学旅行、帰省費、年金掛金	50万円		3年		

窓

大町市社会福祉協議会 電話：22-1501



その他の制度

1 NHK受信料免除

内 容	NHK受信料が全額、又は半額免除になります。	
	全額免除	障害者手帳を所持し、世帯全員が市町村民税非課税の場合
	半額免除	次の障がい者が世帯主であり、かつ受信契約者である世帯 視覚・聴覚障がい者 全ての等級 身体障がい者 1、2級 知的障がい者 A1、A2 精神障がい者 1級
	<p>※申請後、所得等の要件で対象外となる場合もあります。その場合は、NHKより通知があります。</p> <p>また、転居等により世帯の状況に変化があった場合も手続きが必要となります。詳細についてはNHKに直接お問い合わせください。</p>	
窓 口	<新規申請受付> 大町市役所 福祉課福祉係 電話：22-0420 <お問い合わせ> NHK 長野放送局 電話 026-291-5205	

2 大町市ケーブルテレビ放送受信料免除

内 容	大町市ケーブルテレビ放送受信料が全額、又は半額免除になります。
対 象 者	前の「1 NHK 受信料免除」の基準及び免除額と同様です。
窓 口	総合情報センター 情報交通課ケーブルテレビ係 電話：21-3805

3 大町市防災行政無線戸別受信機とアンテナ購入費の補助

内 容	戸別受信機及びアンテナを購入する際の購入費用の3/4以内の額が、35,000円まで補助されます。 ・戸別受信機の本体金額は41,971円(税別)～です。 ・本体金額とは別に補助対象外の設置調整費7,000円(税別)が必要です。
対 象 者	市内に住所を有しており、下記のいずれかに該当する方が対象となります。 身体障がい者 1級、2級(心臓又は腎臓機能障害のみで手帳の交付を受けているものを除く) 知的障がい者 A1、A2 精神障がい者 1級、2級
窓 口	大町市役所 消防防災課 電話：22-0420

4 青い鳥郵便葉書の無料配布

内 容	<p>申出者 1 人につき通常葉書 20 枚が無償配布されます。 ※ 無償配布される通常郵便葉書（青い鳥郵便葉書）は無地、インクジェット、又はくぼみいりの中から 1 種類を選ぶことができます。</p>	
対 象 者	<p>重度の身体障がい者（1 級、2 級）及び重度の知的障がい者（A1、A2）で配布を希望される人</p>	
申込み方法等	申出期間	毎年 4 月 1 日～6 月 1 日
	申出方法	郵便局等での申し出 郵送での申し出
	配布方法	配布開始 4 月 20 日以降、申出者の住所又は居所の集配を受持つ郵便局から郵送されます。
窓 口	大町郵便局 電話：22-0090	

5 郵便等による不在者投票

内 容	<p>身体に障がいがあり、投票所に出かけることができない人を対象に、自宅や施設、病院等で投票用紙に記入し、所定の投票用封筒に入れて郵便等による不在者投票ができます。 ※ 郵便投票証明書が必要です。事前に証明書の交付を申請してください。</p>	
対 象 者	郵便不在者投票対象者	(1) 両下肢、体幹機能障がい（1 級、2 級） (2) 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい（1 級、3 級） (3) 肝臓、免疫機能障がい（1 級～3 級）
	郵便不在者投票及び代理記載対象者	(1) 上肢機能障がい（1 級程度） (2) 視覚障がい（1 級程度）
窓 口	大町市選挙管理委員会 電話：22-0420	

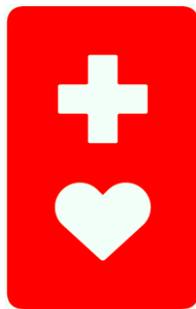
6 携帯電話割引

内 容	各社ごとに割引サービスが受けられます。
対 象 者	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者
窓 口	NTT ドコモ、au、ソフトバンク等、各社にお問い合わせください

7 公共施設の割引

内 容	各種施設の利用料、入館料が割引になる場合があります。
窓 口	詳しくは施設へお問い合わせください。

9 ヘルプマークについて

<p>内 容</p>	<p>義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見では分からない方がいます。</p> <p>そうした方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう、ヘルプマークを作成し、普及に取り組んでいます。</p> <p>ラバー製のストラップ形式となっているため、鞆等に着けることができるようになっています。</p>	 <p>ヘルプマーク (赤地に白抜き)</p>
<p>対象者</p>	<p>義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、精神疾患・知的障がいをお持ちの方、妊娠初期の方など、外見からは援助や配慮を必要としていることがわかりづらい方が対象となります。</p> <p>また、ヘルプマークを受け取るにあたって障がい者手帳の掲示等は必要ありません。</p>	
<p>窓 口</p>	<p>大町市役所 福祉課福祉係 電話：22-0420 大町保健福祉事務所 電話：22-5111</p>	

10 ヘルプカードについて

<p>内 容</p>	<p>障がいのある方が持ち歩くことにより、災害時や緊急時など、周囲の人に手助けを求めたい時などにヘルプカードを使い、手助けを求めることができます。</p> <p>こういった支援が必要なのかあらかじめ記入しておいてください。</p> <p>市役所福祉課で配布しているものをご利用いただくか、県のホームページに掲載されているものを印刷してご利用ください。</p>	 <p>あなたの支援が必要です。 ヘルプカード</p> <p>しあわせ信州 長野県</p> <p>ヘルプカード</p>
<p>対象者</p>	<p>ヘルプマークと同様です。</p>	
<p>窓 口</p>	<p>大町市役所 福祉課福祉係 電話：22-0420 大町保健福祉事務所 電話：22-5111 長野県 ヘルプカードについて https://www.pref.nagano.lg.jp/shogai-shien/kenko/shogai/helpmark/helpcardgaiyo.html</p>	



緊急情報メールについて



1 緊急情報メール・メールマガジン「おおまち@fan」

内 容	<p>緊急を要する情報（火災・災害・事故等）を知っていただくためのサービス「緊急情報メール配信サービス」及び、行政情報をお伝えするためのサービス「大町市メールマガジン（おおまち@fan）配信サービス」をご利用いただくことができます。</p>
登 録 方 法	<p>1. ご利用になっている携帯電話やパソコンから、以下のアドレスへ「空」のメールを送信して下さい。折り返し、受付メールが届きます。 entry@mm2.city.omachi.nagano.jp バーコードリーダー機能付の携帯電話をご利用の方は、下の QR コードをご利用ください。</p> <div data-bbox="746 925 1002 1227" data-label="Image"></div> <p>2. 届いたメールを開き、「■登録、修正、解除」のアドレスをクリックします。 表示された利用規約をお読みになり「同意する」ボタンを押します。</p> <p>3. 「カテゴリ・属性選択」の画面で、受信を希望するカテゴリ名（複数選択可）を選択します。 「□」を押して、印をつけます。 選択した後「次へ」ボタンを押します。</p> <p>4. 登録内容の確認画面に切り替わります。 内容を確認後「登録」ボタンを押すと、登録が正常に終了したことをお知らせします。⇒登録手続き完了</p> <p>5. 登録したメールアドレスに「利用登録を受け付けました」というメールが届きます。 ※携帯電話で受信する際、迷惑メール拒否の設定を行っている場合は「@city.omachi.nagano.jp」を受診できるように設定してください。</p>
ホームページ	http://mm2.city.omachi.nagano.jp/index.html
窓 口	大町市総合情報センター 電話：21-3800

2 福祉避難所

<p>内 容</p>	<p>福祉避難所は、一般の避難所では生活することが困難な高齢者や、障がい者等の災害時に配慮が必要な人のために、バリアフリー化に配慮された施設や専門的な知識を有する職員が配置されているなど、支援が受けられる二次的な避難所です。</p> <p>多くの被災者と一緒に過ごす事の心身への負担が大きい、高齢者や障害者等、避難所での生活が困難な方々を受け入れる避難所なので、<u>最初から避難所として利用することはできません。</u></p>
<p>市内避難所 一覧</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大町市総合福祉センター ・美麻総合福祉センター ・八坂総合福祉センター ・特別養護老人ホームカトレヤ ・特別養護老人ホーム銀松苑 ・ケアハウス銀松苑 ・養護老人ホーム鹿島荘
<p>窓 □</p>	<p>消防防災課消防防災係 電話：22-0420</p>

相 談



1 大北圏域障害者総合支援センター

内 容	身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい等のある人や、そのご家族あるいは障がいの有無にかかわらず、社会生活上で困っている人を支援します。
窓 口	大北圏域障害者総合支援センター「スクラム・ネット」 電話：26-3855 (大町市総合福祉センター内)

2 民生・児童委員

内 容	民生児童委員は、住民の生活状態を必要に応じ適切に把握し、日常生活に困っている人や、児童、障がい者、高齢者等で援護を要する皆さんの相談に応じ、助言、援助などを行います。 ※ 各行政区に民生・児童委員がいますので、お気軽にご相談ください。
窓 口	大町市役所 福祉課庶務係 電話：22-0420

3 大町保健福祉事務所

内 容	障がい者福祉、高齢者福祉、児童福祉、生活保護やひとり親家庭の自立援助、女性問題・DV 被害など、地域の福祉に関する様々な事業の他、健康づくりの相談をはじめ、保健、医療に関する事業を行っています。
窓 口	大町保健福祉事務所 電話：22-5111

4 各種相談窓口 (詳しくは「広報 おおまち」をご覧ください)

1 社会保険・年金・労働相談

相談日	毎月1回(第2土曜日) 13:00~15:00
場所	中心市街地多目的ホール
窓口	市役所 商業労政係 電話 22-0420 (内線 542)

2 結婚相談

相談日	毎月2回(第2水、第3土曜日) 13:00~17:00
場所	市民相談室(市役所1階)・大町市総合福祉センター
窓口	農業委員会 電話 22-0420 (内線 641)

3 法律相談(要予約)

相談日	毎月1回 13:00~16:00
場所	市民相談室(市役所1階)
窓口	市役所 広報広聴係 電話 22-0420 (内線 403)

4 行政相談

相談日	毎月1回(月末の水曜日) 9:00~12:00
場所	市役所西会議室(八坂支所・美麻支所)
窓口	市役所 行政管理係 電話 22-0420 (内線 511)

5 年金相談

相談日	毎月1回 10:00~15:00
場所	大町市総合福祉センター
窓口	松本年金事務所 電話 0263-32-5821

6 女性(男性)相談

相談日	毎月2回 10:00~15:00 及び 9:00~12:00
場所	市民相談室(市役所1階)
窓口	市役所 男女共同参画・人権政策係 電話 22-0420 (内線 525)

7 女性のからだ相談(要予約)・育児相談

相談日	毎月1回 9:30~11:00
場所	中央保健センター
窓口	中央保健センター 電話 23-4400

8 心配ごと相談

相談日	毎月3回 13:00~16:00
場所	大町市総合福祉センター
窓口	大町市社会福祉協議会 電話 22-1501



1 特別支援学校 (中信地区)

盲学校・ろう学校・養護学校

松本ろう学校	399-0021	松本市大字寿豊丘 820	0263-58-3094
松本盲学校	390-0802	松本市旭 2-11-66	0263-32-1815
安曇養護学校	399-8602	北安曇郡池田町大字会染 6113-2	0261-62-4920
木曾養護学校	397-0001	木曾郡木曾町福島 1134-1	0264-22-3553
寿台養護学校	399-0021	松本市大字寿豊丘 811-88	0263-86-0046
松本養護学校	390-1131	松本市今井 1535	0263-59-2234

2 指定障害サービス事業所 等

☆就労移行支援事業所一覧(中信地区)☆

SAKURA 松本センター	399-0036	松本市村井町南 3-5-2 ちくま第3ビル4階	0263-85-3918
SAKURA 松本中央センター	390-0811	松本市中央 1-18-1 エムウィング南1階	0263-87-3927
エルサポートパノラマ	390-0877	松本市沢村 1-10-9	0263-35-0811
カフェギャラリーてくてく	390-0803	松本市元町 2-7-13	0263-34-0611
ブライトまつもと	390-0852	松本市島立 2346	0263-31-3440
ワンステップ	399-0011	松本市寿北 7丁目 23番 17号	0263-86-8010
明日華	390-0303	松本市浅間温泉 3-1-18	0263-50-4218
ウェルビー松本駅前センター	390-0815	松本市深志 1-2-2 野田ビル3階	0263-31-0237
ワークセンターしらかば	399-8602	北安曇郡池田町会染 6750-1	0261-62-8990

☆生活介護事業所一覧(大町市内)☆

多機能型障害福祉サービス事業所 たんぼぼ	398-0002	大町市大町 1129	0261-26-3870
てとてと 常盤	398-0004	大町市常盤 5970	0261-23-2822
がんばりやさん九日町	398-0002	大町市大町九日町 2467-1	0261-22-5697

☆就労継続支援事業所(A型)(中信地区)☆

有明のパン屋さん	399-8302	安曇野市穂高北穂高 2208-1	0263-88-3307
ひまわり	390-0834	松本市高宮中 2-29 アイク事務所 2F	0263-87-1316
ハートフル松本 FVP	390-0852	松本市島立 2267	0263-31-3136
株式会社 K サポート	399-0023	松本市内田 1540-2	0263-57-9580
ヒーローサポート	399-0034	松本市野溝東 1-1-19	0263-28-3311
第2共同作業所がんばりやさん	398-0004	大町市常盤 4831-10	0261-85-2255
ワークステーションすてっぴ	399-5608	木曾郡上松町大字萩原中島 1460	0264-52-2901

☆就労継続支援事業所(B型)(大北圏域)☆

【大町市】

てとてと常盤作業所	398-0004	大町市常盤 5970	0261-23-2822
ばいはるちゃん・みとろ	398-0001	大町市平 8040-291	0261-85-0243
マイハート常盤	398-0004	大町市常盤 3486-403	0261-23-6566
マイハート大原	398-0002	大町市大町 5666-3	0261-23-6660
共同作業所がんばりやさん	398-0002	大町市大町 2532-10	0261-23-3423
多機能型障害福祉サービス事業所 すずらん	398-0002	大町市大町 1129	0261-26-3870
多機能型障害福祉サービス事業所 ひまわり	398-0002	大町市大町 1129	0261-22-4956
米花~Maica~	398-0001	大町市平 8053-4	090-4381-5170
実りの家	398-0002	大町市大町高見町 3135-5	0261-85-2407

【松川村】

森の工房	399-8501	松川村 3177-1	080-6930-9397
てとてと松川南作業所	399-8501	松川村 5697-1	0261-62-2601
てとてと松川作業所	399-8501	松川村 5724-43	0261-62-1550

【池田町】

ハーブの風共同作業所	399-8602	池田町会染 5252-2	0261-62-2415
ワークセンターしらかば	399-8602	池田町会染 6750-1	0261-62-8990

【白馬村】

クロスロード白馬里山塾	399-9211	白馬村北条 836-35	0261-72-6073
-------------	----------	--------------	--------------

☆居宅介護サービス提供可能事業者一覧(大北圏域)☆

大町市社会福祉協議会	398-0002	大町市大町 1129(総合福祉センター内)	0261-21-3715
ニチケアセンターおおまち	398-0002	大町市大町 1380-1	0261-26-3230
友律	398-0002	大町市大町 3135-5	0261-85-2407
ヘルパーステーションひなた	399-8501	松川村 5675-1	0261-85-0964
北アルプス訪問看護ステーション	399-9211	白馬村北城 22844	0261-75-7124
ニチケアセンターあずみ野	399-8602	池田町会染 12107-2	0261-61-1781

☆グループホーム(大北圏域)☆

【大町市】

あいく	398-0002	大町市大町 3059	0261-22-6113
えんでこ舎	398-0002	大町市大町 3061	0261-23-2532
てくてく	398-0002	大町市大町 2652	0261-22-6114
がんばりやさんグループホーム大町	398-0002	大町市大町 3504-14	0261-85-0616
がんばりやさんケアホーム俵町	398-0002	大町市大町 1791-6	0261-85-2877
てとてと三日町	398-0002	大町市大町 1757-1	0261-23-7150
てとてと常盤	398-0004	大町市常盤 5805-46	0261-23-7710
てとてと平	398-0001	大町市平 4108-10	0261-22-8851
なないろ常盤	398-0004	大町市常盤 3486-55	0261-23-7751
マイハート大町	398-0004	大町市大町 3997-1	0263-23-5585
マイハート中原	398-0002	大町市大町 5667	0261-85-0826

【松川村】

くろみの家	399-8501	松川村 419-1	0261-85-2539
そよかぜ荘	399-8501	松川村 7021-21	0261-85-2914
てとてと東松川	399-8501	松川村 5742-280	0261-62-1020
なないろ北細野	399-8501	松川村 5350-311	0261-23-7751
ひょうたん	399-8501	松川村 3360-7	0261-62-4231
グリーンハウス	399-8501	松川村 3363-1088	0261-62-4231
マイハート巾下	399-8501	松川村 38-6	0261-62-5000

【池田町】

かえでの家	399-8602	池田町大字会染 6750-4	0261-62-1351
白樺の家グループホーム和合	399-8602	池田町大字会染 5707-15	0261-62-1351
白樺の家グループホーム鶴山Ⅰ	399-8603	池田町大字中鶴 3065-1	0261-62-8040
白樺の家グループホーム鶴山Ⅱ	399-8603	池田町大字中鶴 3065-1	0261-62-8040

☆短期入所施設一覧(大北圏域・安曇野市・松本市)☆

梓荘	390-1702	松本市梓川梓5055-5	0263-78-4490
ホッと らいふ	390-1131	松本市大字今井 663-3	0263-87-7651
ウエルフェア乗鞍	390-1507	松本市安曇 3878-136	0263-87-2089
みすぎの森	399-0023	松本市内田 189-1	0263-86-3370
ケ・セラ塾	399-0037	松本市村井町西 1 丁目 5 番 18 号	0263-57-6329
障害者支援施設あい・アドバンス今井	391-1131	松本市今井 4870-1	0263-58-6320
ささらの里	399-0023	松本市内田 200	0263-86-3330
障害者支援施設 四賀アイ・アイ	399-7417	松本市刈谷原町 759-1	0263-64-4040
障害者支援施設共立学舎	390-1131	松本市今井 4822-1	0263-86-2043
グループホーム コモンセンス松本	390-0845	松本市石芝 3 丁目 7-5	090-4736-5553
障害者支援施設アルプス学園	399-8101	安曇野市三郷小倉 60	0263-77-6111
幸泉園	399-8103	安曇野市三郷小倉 2685-1	0263-77-5871
障害者支援施設穂高悠生寮	399-8305	安曇野市穂高牧 1840-2	0263-83-4728
自閉症療育施設 白樺の家	399-8603	北安曇郡池田町中鶴 3080	0261-62-6741
くるみの家	399-8501	北安曇郡松川村 419-1	0261-85-2539
がんばりやさんショートステイ	398-0002	大町市大町 1791-1	0261-85-2877
がんばりやさんグループホーム大町	398-0002	大町市大町 3504-14	0261-85-0616

☆日中一時支援事業 実施事業者一覧(大町市内)☆

共同作業所がんばりやさん	398-0002	大町市大町 2532-10	0261-23-3423
えんでこ塾	398-0002	大町市大町 3059-5	0261-22-6113
社会福祉法人大町市社会福祉協議会	398-0002	大町市大町 1129	0261-22-4956
宅老所ぼれぼれ野の花	398-0002	大町市大町 1698-7	0261-22-2117
特定非営利活動法人キッズウィル	398-0002	大町市大町 2544-4	0261-85-4055
宅幼老所びすたりライフ	398-0001	大町市平 8000-547	0261-22-6003
特定非営利活動法人山里舎	399-9101	大町市美麻 3768-1	0261-29-2830

☆一般相談支援事業所一覧（大北圏域）☆

【大町市】

大町市社会福祉協議会相談支援センター	社会福祉法人 大町市社会福祉協議会	0261-26-3855
がんばりやさん相談支援事業所	特定非営利法人 北アルプスの風	0261-23-3423

【池田町】

相談支援センターしらかば	社会福祉法人 信濃の郷	0261-62-8866
メンタルケアセンターあづみ	社会福祉法人 ジェイエー長野会	0261-62-9830

☆指定特定相談支援事業所一覧（大北圏域）☆

【大町市】

大町市社会福祉協議会相談支援センター	社会福祉法人 大町市社会福祉協議会	0261-26-3855
てとてと相談支援センター	特定非営利法人 なかまと	0261-23-2822
がんばりやさん相談支援事業所	特定非営利法人 北アルプスの風	0261-23-3423
キッズウィル相談支援事業所	特定非営利法人 キッズウィル	0261-85-2440
なないろ相談支援事業所	株式会社 なないろ	0261-23-6566
マイハート相談支援事業所	有限会社 とざわ	0261-62-5000

【池田町】

いけだ社協特定相談支援事業所	社会福祉法人 池田町社会福祉協議会	0261-62-9544
相談支援センターしらかば	社会福祉法人 信濃の郷	0261-62-8866
メンタルケアセンターあづみ	社会福祉法人 ジェイエー長野会	0261-62-9830
ハーブの風相談支援センター	特定非営利法人 あっとはーぶ	0261-62-2415

【白馬村】

相談支援事業所はくば	社会福祉法人 しあわせ	0261-72-6073
白馬村社協特定相談支援事業所	社会福祉法人 白馬村社会福祉協議会	0261-72-7230

【松川村】

すずらん居宅介護支援事業所	合同会社 ケアサポートすずらん	0261-62-8444
松川村社協相談支援事業所	社会福祉法人 松川村社会福祉協議会	0261-62-9000

【小谷村】

小谷村社協特定相談支援事業所	社会福祉法人 小谷村社会福祉協議会	0261-82-2430
相談支援センターそらいろ	NPO 法人 KUMOI	090-4609-7950



関係団体



1 大町市身体障害者福祉協会

内 容	大町市身体障害者福祉協会は、身体障害者手帳を所持している方で作る団体で、長野県身体障害者福祉協会の構成団体です。 大町市身体障害者福祉協会では、スポーツ、各種イベントへの参加や相談事業を積極的に進めながら、皆さんの福祉の向上を目的に取り組んでいます。
年 会 費	1,000 円
取次窓口	大町市役所 福祉課福祉係 電話：22-0420

2 大町市手をつなぐ育成会

内 容	大町市手をつなぐ育成会は、知的障がいのある人とその家族で作る団体で、長野県手をつなぐ育成会の構成団体です。 大町市手をつなぐ育成会では、長野県手をつなぐ育成会の各種事業に参加し、障がいを抱えていても生まれた地域で日々安心して暮らせる地域社会を目指して活動しています。また、レクリエーション事業を行い、会員相互の交流を深めています。
年 会 費	2,000 円
取次窓口	大町市役所 福祉課福祉係 電話：22-0420



大町市役所



1 大町市役所（フロアガイド）

◎本庁舎1階（電話 代 22-0420）

○ 受付（情報交通課）

総合案内、広報の発行、広聴活動、市民相談

○ 市民課

戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療福祉医療、消費生活センター、交通安全対策、市営駐車場

○ 福祉課

障がい者福祉、高齢者福祉、介護保険、生活保護、地域包括支援センター老人クラブ、民生児童委員協議会、日赤、戦没者遺族支援、行旅人

○ 生活環境課

環境保全、公害防止、ごみ、し尿処理、霊園、犬の登録

○ 税務課

市民税、軽自動車税、入湯税、固定資産税、都市計画税、市税等の納付・相談、所得証明、納税証明、土地台帳、家屋台帳、公図の閲覧

○ 会計課

出納

◎本庁舎2階（電話 代 22-0420）

○ 庶務課

秘書、人事管理、行政管理、車両管理、選挙事務

○ 企画財政課

財務、庁舎管理、契約、管財、企画、統計

○ まちづくり交流課

定住促進、男女共同参画、人権政策、芸術文化振興、国際芸術祭推進

○ 消防防災課

消防団、防災、防犯、危機管理

○ 商工労政課・産業立地戦略室

商業振興、労働行政、ブランド振興、工業振興、企業誘致

○ 観光課

観光振興

◎本庁舎3階（電話 代 22-0420）

○ 学校教育課

学校施設の整備、維持管理、児童生徒の就学事務

○ 生涯学習課

生涯学習、文化芸術振興、文化財保護、人権教育、青少年健全育成

○ 子育て支援課

子育て支援、保育園、児童手当、児童クラブ

○ 建設課

土木事業、道路等維持管理、除雪、都市計画、公園、景観、水利権、水利施設

○ 農林水産課

農林水産業の振興、鳥獣害対策、コメの生産調整、農業支援推進センター

○ 農業委員会

農地利用、農地転用

◎市民活動サポートセンター（電話 (代) 22-0420、(直通) 85-0531）

自治会・市民活動の支援、ひとが輝く助成事業の申請

◎議会棟（電話 (代) 22-0420）

○ 議会事務局

議会運営、傍聴、請願陳情

○ 監査委員事務局

監査

◎東庁舎（電話 (代) 22-0420）

○ 上下水道課

上水道、温泉引湯、公営簡易水道、下水道、農集排、浄化槽

○ 建設課（建築住宅係）

市営住宅

◎総合情報センター（電話 (代) 22-0420、(直通) 21-3800）

地域情報化、ケーブルテレビ、公共交通、市民バス

◎中央保健センター（電話 (代) 23-4400）

健康保持、地域包括医療活動、予防接種、精神保健、生活習慣病予防、母子保健
保健事業、献血、栄養指導、食育、子育て世代包括支援

◎八坂支所（電話 26-2001）

戸籍、国保、年金、生活環境、保健、福祉、税務、地域振興、地域自治組織
農林業、観光、道路、水道、住宅

◎八坂情報コミュニティーセンターアキツ（電話 26-2380）

学校教育、生涯学習、山村留学、公民館

◎美麻支所（電話 29-2311）

戸籍、国保、年金、生活環境、保健、福祉、税務、地域振興、地域自治組織
農林業、観光、道路、水道、市民農園、住宅、地籍調査、鳥獣対策
学校教育、生涯学習、山村留学、公民館